

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年3月8日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団 連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース みずほ・アジア・ウェイブ マネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ファンドの名称	本書における表記	
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	円コース	各通貨 コース
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	韓国ウォンコース	
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	中国元コース	
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	通貨バスケットコース	
みずほ・アジア・ウェイブ マネーボールファンド	マネーボールファンド	

なお、上記ファンドを総称して「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドあるいは「ファンド」という場合、それぞれのファンドを「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、各ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の本書における表記を使用する場合、「円コース」「韓国ウォンコース」「中国元コース」「豪ドルコース」「通貨バスケットコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

各ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行（売出）価格

発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、各ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5) 【申込手数料】

(イ) 申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15% (税込) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(5%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けするための条件などは販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンド³間におきましては、乗り換え(以下「スイッチング」⁴といいます。)が可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

3 「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドは、新光投信株式会社を委託者とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「みずほ・アジア・ウェ

イブ」の語句が付されています。

なお、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 4 「スイッチング」とは、「みずほ・アジア・ウェイブ」を構成する各ファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「みずほ・アジア・ウェイブ」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けは「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

なお、販売会社によっては、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドのうち償還予定のファンドを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成23年3月9日から平成24年3月8日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

各ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（以下「受託者」といいます。）の指定する各ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

各ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

<各通貨コース>

各ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネープールファンド>

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<マネープールファンド>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

<各ファンド共通>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	為替ヘッジ
不動産投信	その他()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))		アフリカ	あり(フルヘッジ)
		中近東(中東)	
		エマージング	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<韓国ウォンコース/中国元コース/豪ドルコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ フランス
	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他()	中南米	あり()
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	なし
		エマージング	

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<通貨バスケットコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ フランス
	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他()	中南米	あり (適時部分ヘッジ)
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	なし
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

為替ヘッジは、通常の状態では行いませんが、アジア通貨全体が大きく下落すると想定される場合には純資産総額の50%までヘッジを行う場合があります。

<マネープールファンド>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回(隔月)	欧州	
不動産投信	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
	日々	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他()	中南米	
		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

<各ファンド共通>

その他資産(投資信託証券(債券一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
アジア オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアおよびオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー・ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ) (適時部分ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

各通貨コースはファンド・オブ・ファンズ方式、マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

<各通貨コース>

各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

<マネープールファンド>

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内マネー・マザーファンドにも投資を行います。
 ※ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

b. ファンドの特色

1. 各通貨コースは、主として米ドルなどの先進国通貨建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍の外国投資信託「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」（以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。運用：UOBアセット・マネジメント）と国内籍投資信託「国内マネー・マザーファンド」（運用：新光投信）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

各通貨コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<アジア・ボンド・ファンドの債券部分の運用について>

■アジア(オセアニア地域を含む)の政府、政府機関、企業が発行する米ドル建債券を主要投資対象とします。

なお、アジア(オセアニア地域含む)現地通貨建ての債券にも投資する場合があります。

■ポートフォリオの平均信用格付け*は、BBB-格相当以上とします。

個別銘柄については、原則として取得時点でBB-格相当以上とします。(ソブリン債、準ソブリン債を除く)

*平均信用格付けとは、基準日時点でアジア・ボンド・ファンドが保有している有価証券にかかる信用格付け(加重平均したものであり、アジア・ボンド・ファンドにかかる信用格付けではありません)。

<マネープールファンド>

マネープールファンドは、国内マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

UOBアセット・マネジメントについて

設立:1986年 本社:シンガポール

UOBアセット・マネジメントはシンガポールに本社を置く、同国の三大銀行の一つであるユナイテッド・オーバーシーズ銀行(大華銀行)グループの運用会社です。アジア各国に拠点を有し、運用資産についてもアジアの比率が高く、アジアに重点を置いた体制を敷いています。

 UOB Asset Management
大華資産管理

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、5つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンド間でのスイッチングが可能です。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨コースは以下の5コースから選択できます。

みずほ・アジア・ウェイブ

アジア債券ファンド各通貨コース

円コース／韓国ウォンコース／中国元コース／豪ドルコース／通貨バスケットコース

マネーパールファンド

※「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドは、新光投信を委託会社とする特定のファンドをグループ化したもので、その構成ファンドの名称には「みずほ・アジア・ウェイブ」の語句が付されています。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

<通貨バスケットコースについて>

通貨バスケットコースの通貨部分の運用はアジアの10通貨に均等に投資した場合に得られる投資成果を上回ることを目標としています。

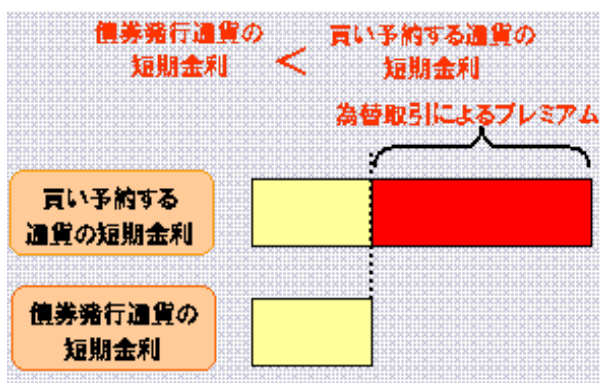
アジアの各通貨への投資配分は原則として純資産総額の0%～20%の範囲内とします。ただし、アジア通貨全体が大きく下落すると想定される場合には、純資産総額の50%まで円ヘッジを行う場合があります。

豪ドル／中国元／インドルピー
韓国ウォン／シンガポールドル
タイバーツ／台湾ドル
マレーシアリングギット／インドネシアルピア
フィリピンペソ

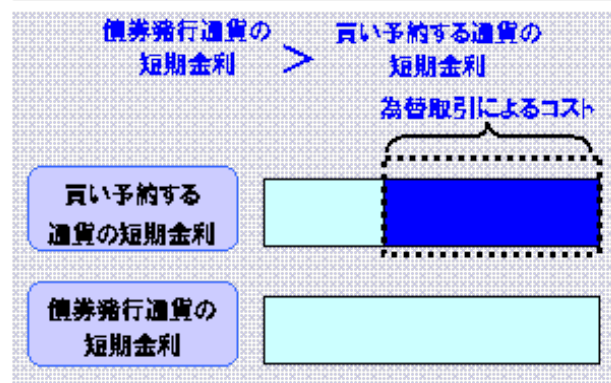
<為替取引によってプレミアムやコストが発生>

各通貨コースが実質的に組み入れるアジア（オセアニア地域含む）の債券の発行通貨を売り予約し、その通貨よりも短期金利の高い通貨を買い予約する為替取引を行う場合は、一般にその金利差相当分のプレミアムが期待できます。ただし、発行通貨より短期金利の低い通貨を買い予約する為替取引を行う場合は、コストが発生します。この金利差が増減することに伴い、為替取引によるプレミアム（コスト）も変動します。

プレミアムとなる場合



コストとなる場合



※上記の図はあくまでイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。為替取引によるプレミアムまたはコストは、当該通貨に対する市場参加者の期待や取引の需給などの要因により、短期金利から推計される理論値を上回ることまたは下回ることがあります。

主な投資制限

<各通貨コース>

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<マネープールファンド>

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限りま
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

<各通貨コース>

原則として、毎月8日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

<マネープールファンド>

原則として、年2回（毎年6月、12月の各月8日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年1月22日

関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成22年2月22日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

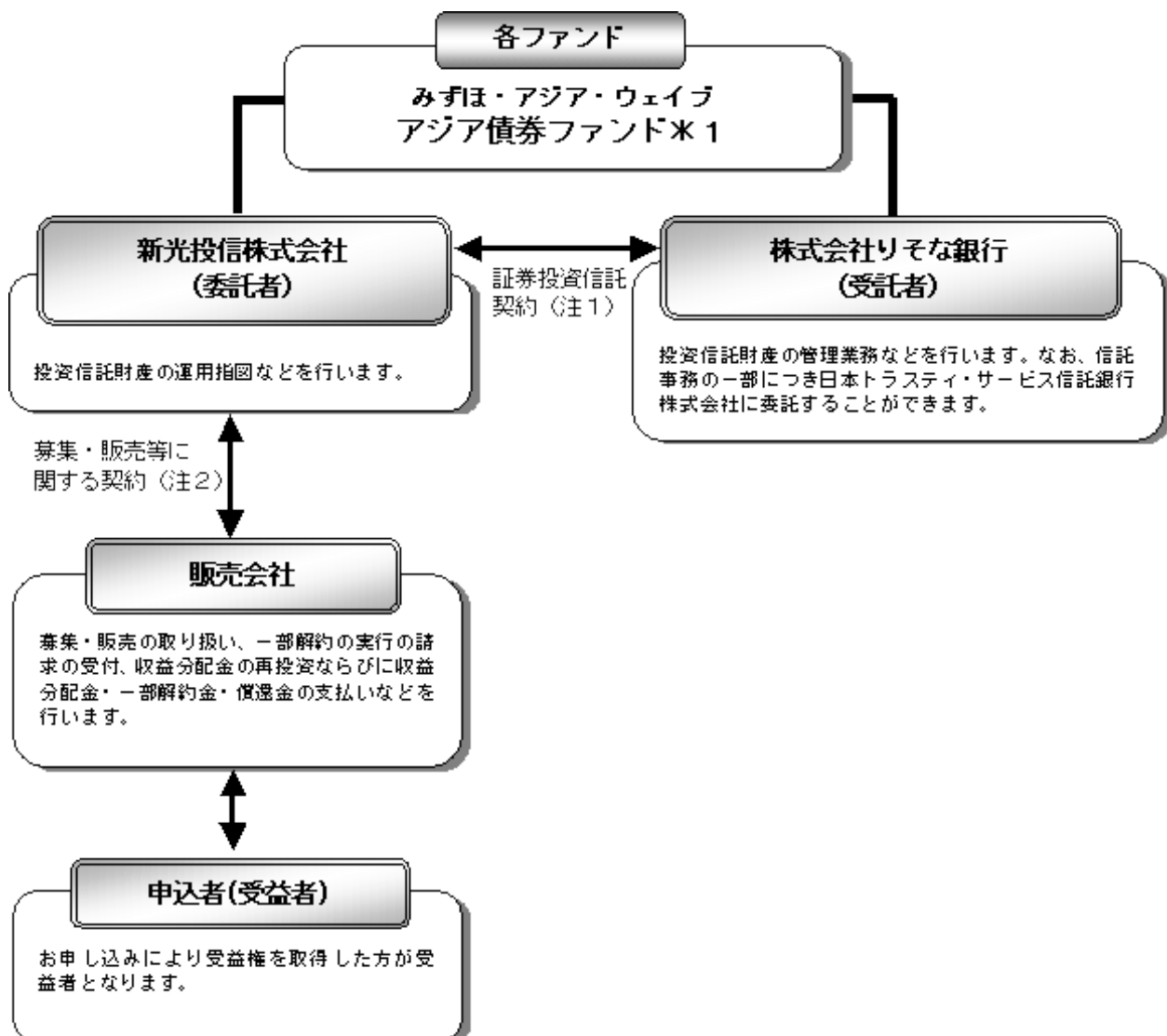
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

<各通貨コース>

図中の*1、*2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

*1	円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
*2	J P Yクラス	K R Wクラス	C N Yクラス	A U Dクラス	カレンシー・バスケット・クラス



（注1）証券投資信託契約

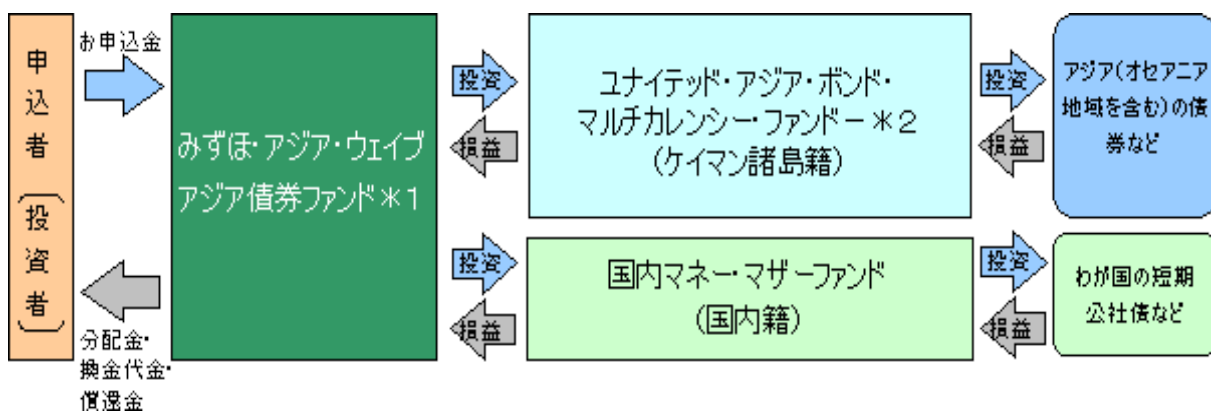
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

（注2）募集・販売等に関する契約

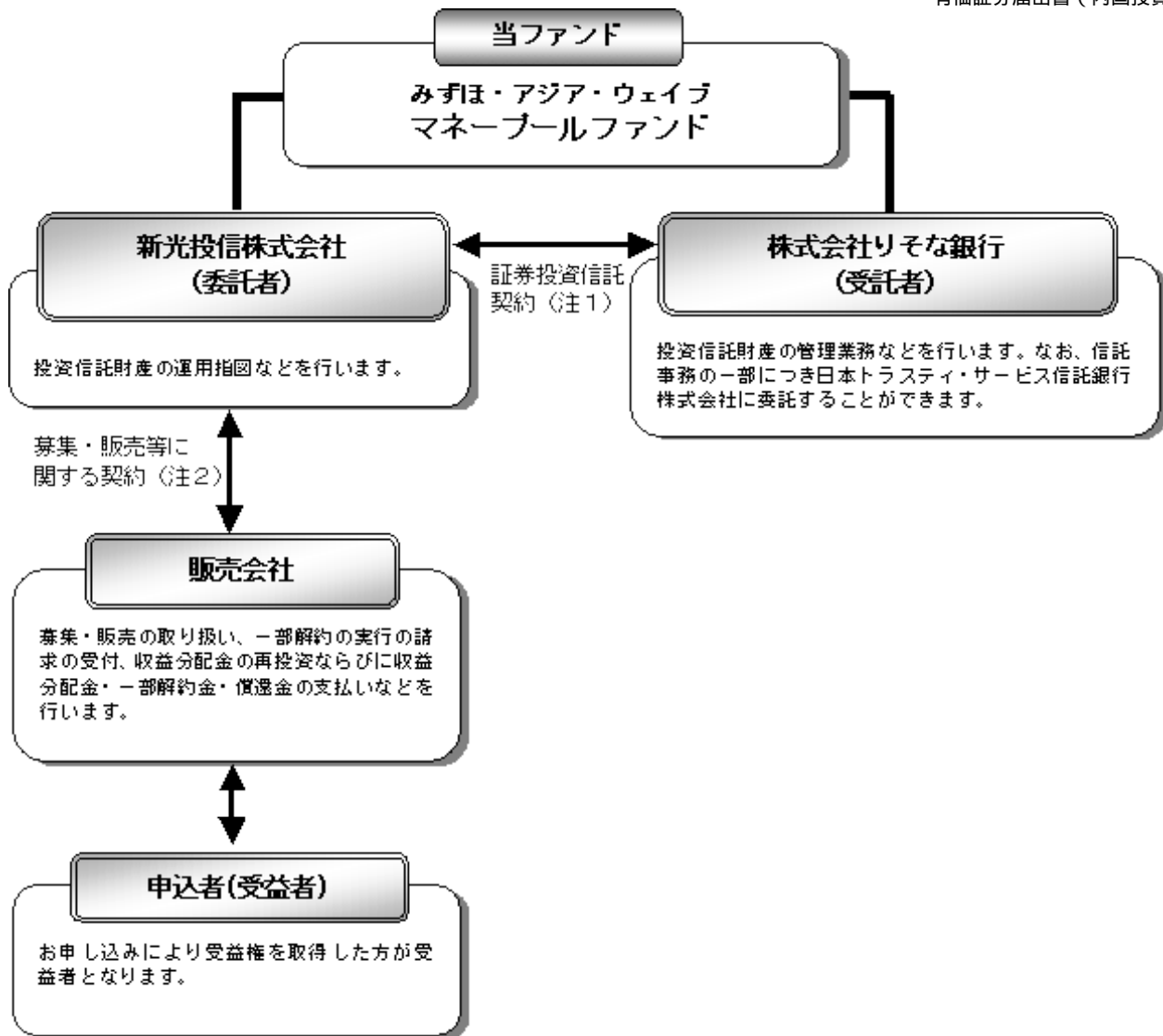
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



<マネープールファンド>



(注1) 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成23年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録

平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(八) 大株主の状況

(平成23年1月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	122,000	6.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド -
円コース	J P Yクラス
韓国ウォンコース	K R Wクラス
中国元コース	C N Yクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
通貨バスケットコース	カレンシー・バスケット・クラス

(注) 各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 1. アジア・ボンド・ファンドの概要」をご参照ください。

(1)【投資方針】

a. 基本方針

<各通貨コース>

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<マネーブルファンド>

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

<マネーブルファンド>

国内マネー・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

<各通貨コース>

以下の投資信託証券を通じて、主として米ドル等の先進国通貨建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長

を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍 外国投資信託	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - *（以下「アジア・ボンド・ファンド」という場合があります。）円建受益証券
内国証券投資信託 （親投資信託）	国内マネー・マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アジア・ボンド・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

アジア・ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<マネープールファンド>

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（八）主な投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<マネープールファンド>

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

（注）マネープールファンドが投資するマザーファンドの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要 2. マザーファンドの概要」をご参照ください。

（2）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

<各通貨コース>

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

<マネープールファンド>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

<各通貨コース>

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である国内マネー・マザーファンドの受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．ケイマン諸島籍外国投資信託 ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - *円建受益証券

2．証券投資信託 マザーファンド受益証券

3．コマーシャル・ペーパー

4．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープールファンド>

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された国内マネー・マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

<マネープールファンドのみ>

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引
- <マネープールファンドのみ>
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(八)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. アジア・ボンド・ファンドの概要

ファンド名	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス / KRWクラス / CNYクラス / AUDクラス / カレンシー・バスケット・クラス（以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券

運用方針	<p>主として米ドル建てのアジア（オセアニア地域を含む）の債券に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、豪ドル建て、ニュージーランドドル建ておよびアジア現地通貨建ての債券にも投資を行うことがあります。</p> <p>米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として対米ドルでの為替ヘッジを行います。その上で、クラスごとに以下の為替取引を行います。</p> <p>J P Yクラス：原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。</p> <p>K R Wクラス：原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</p> <p>C N Yクラス：原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。</p> <p>A U Dクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</p> <p>カレンシー・バスケット・クラス：原則として、米ドル売り、複数アジア通貨買いの為替取引を行います。複数アジア通貨とは、オセアニアを含むアジア通貨のなかから、通常の場合において5～10通貨程度で構成されたものです。ただし、リスク回避目的などで、アジア通貨買いの一部を円買いに切り替える場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソブリン債などを除く同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・ 原則として、買付時においてBB - 格相当以上の信用格付けを有する証券に限定します（ソブリン債などの場合を除く）。また、ポートフォリオ全体の平均信用格付けを、BBB - 格相当以上とします。 ・ 他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・ 有価証券の空売りは行わないものとします。 ・ 純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ・ 流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・ 通常の場合において、日本において有価証券に属する証券に投資信託財産の総額の50%超を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年12月31日
関係法人	<p>投資顧問会社：UOBアセット・マネジメント・リミテッド</p> <p>受託会社兼管理事務代行会社：BNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド</p> <p>副管理事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店</p> <p>保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン</p>
信託報酬等	<p>純資産総額に対し年率0.39%</p> <p>上記料率には、投資顧問会社、受託会社兼管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管受託銀行への報酬が含まれます。</p> <p>この他に、監査費用、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用などが投資信託財産から支払われます。</p>
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
設定日	平成22年2月22日

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は行いません。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

信託報酬	かかりません。
信託設定日	平成20年3月28日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

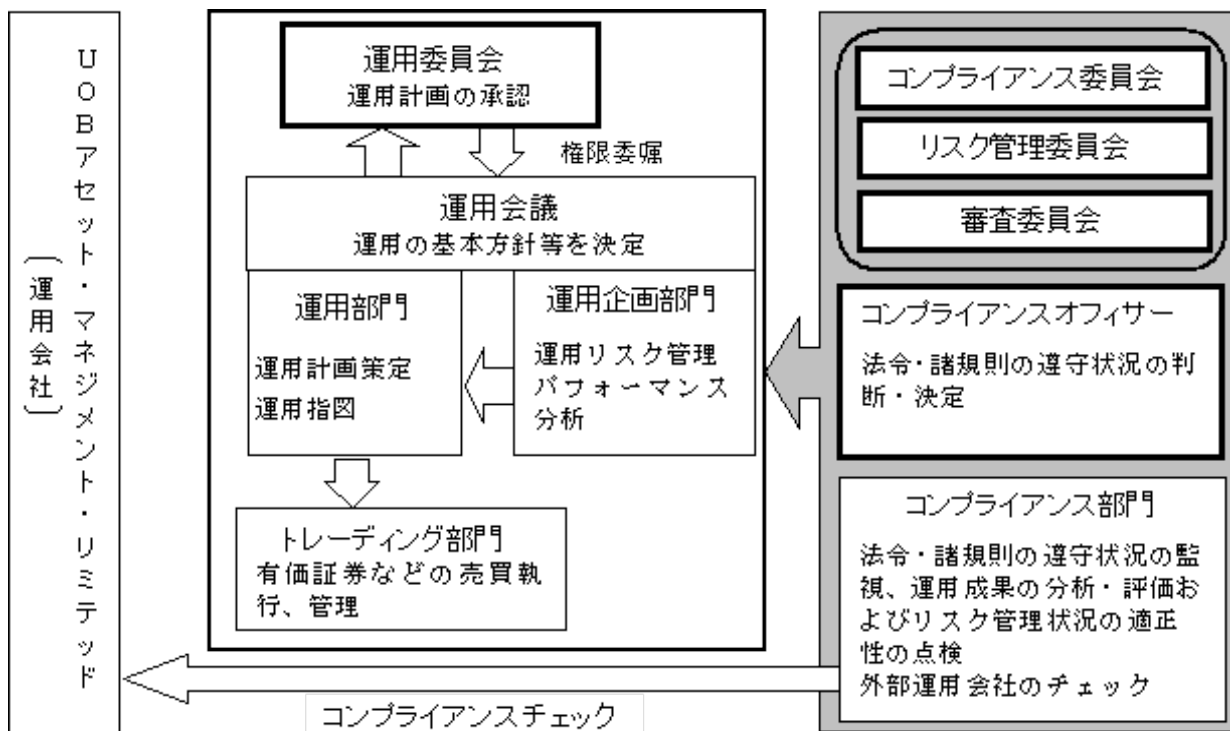
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成23年3月8日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

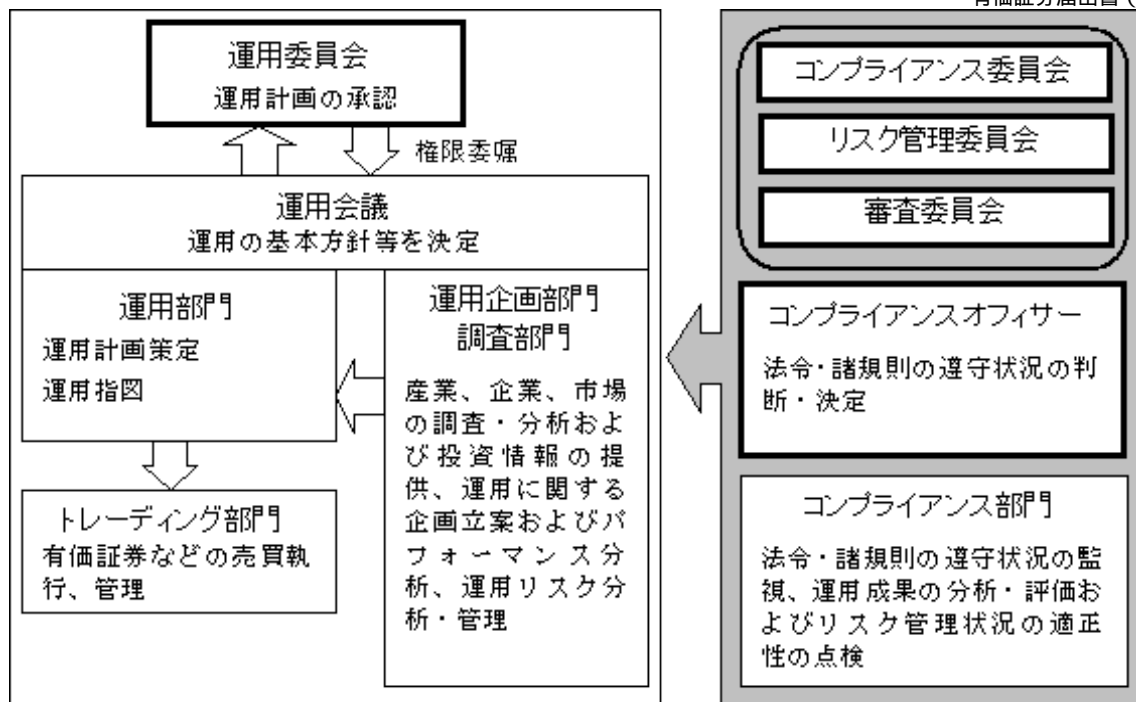
(3) 【運用体制】

a. 各ファンドの運用体制

<各通貨コース>



<マネープールファンド>



<各ファンド共通>

平成23年3月8日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

<各ファンド共通>

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

<各通貨コース>

収益分配は原則として、毎月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 上記2. にかかわらず、上記2. にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

<マネープールファンド>

収益分配は年2回、原則として、6月、12月の各月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 収益分配方式

<各通貨コース>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<マネープールファンド>

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買益は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

できます。

c．損失の繰り越し

<各ファンド共通>

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d．分配金の取り扱い

<各ファンド共通>

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

a．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは

は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<マネープールファンド>

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d．同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g．公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h．資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図

を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i . 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

< マネープールファンドのみ >

a . 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各通貨コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主としてアジア（オセアニア地域を含む）の債券に投資する一方で、原則として当該資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。またマネープールファンドは本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資します。

これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、各ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、各ファンドは元本が保証されているものではありません。

< 各ファンド共通 >

a．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

<各通貨コース>

d．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。なお、各通貨コースが組み入れる投資信託証券では原則として各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

各通貨コース（円コースを除く）

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けません。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

e．カントリーリスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えており、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。その影響を受けて各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

f．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの

運用成果に大きな影響を及ぼします。

<各ファンド共通>

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

(イ) 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

(ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

(ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

(ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ヘ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

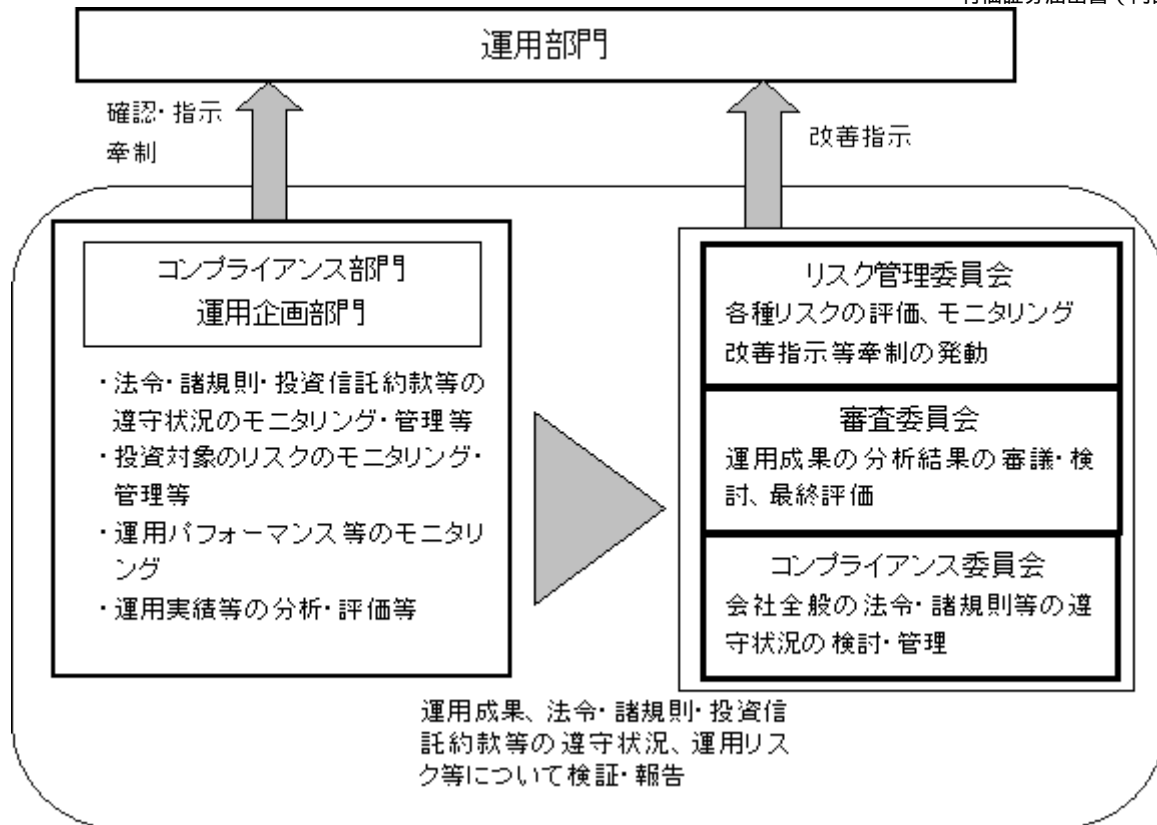
マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。

運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

<p>ファンドの取得時にかかる費用と税金</p>	<p>●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。 マネープールファンドへのスイッチングの場合にはかかりません。</p>	
<p>ファンドの保有時にかかる費用と税金</p>	<p>●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 ※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、各通貨コースが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。</p>	
	<p>◎分配金にかかる税金（注）</p>	<p>普通分配金に対する所得税・地方税</p>
<p>ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金 （スイッチングの場合を含む。）</p>	<p>●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、マネープールファンド以外は信託財産留保額が差し引かれます。</p>	
	<p>◎解約代金・償還金にかかる税金（注）</p>	<p>譲渡益に対する所得税・地方税</p>

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

<各通貨コース>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいます。

<マネープールファンド>

申込手数料はかかりません。

(ロ) スイッチング手数料

<各ファンド共通>

「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンド間におきましては、スイッチングが可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(2) 【換金(解約)手数料】

a. 解約時手数料

<各ファンド共通>

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

<各通貨コース>

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

<マネープールファンド>

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の114.45の率(1.1445%) (税込) を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.3780% (税込)
	販売会社	純資産総額に対し年0.7350% (税込)
	受託者	純資産総額に対し年0.0315% (税込)

なお、上記のほか、各ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた各ファンドの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して最大で年1.5345% (税込) 程度となります。

・下記の*には次の表の各通貨クラスをあてはめてご覧ください。

JPYクラス	KRWクラス	CNYクラス	AUDクラス	カレンシー・バスケット・クラス
--------	--------	--------	--------	-----------------

	信託報酬率 (対純資産総額・年率)
各ファンド	1.1445% (税込)
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ ファンド - *	0.3900%
合 計	1.5345% (税込)

内国証券投資信託（親投資信託）国内マネー・マザーファンドの信託報酬は、ありません。

上記の信託報酬の合計は、ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - *を100%組み入れた場合の数値です。ただし、この数値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、投資信託証券の組入状況に応じて実質的な信託報酬は変動します。

< マネープールファンド >

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下に定める信託報酬率 を乗じて得た額とします。

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

月中平均 コール・レート	信託報酬率 (対純資産総額、税込)		配 分 (税込)		
			委託者	販売会社	受託者
0.15%未満	年10,000分の6.300	年率0.0630%	0.0210%	0.0210%	0.0210%
0.15%以上0.30%未満	年10,000分の15.75	年率0.1575%	0.0525%	0.0525%	0.0525%
0.30%以上0.60%未満	年10,000分の31.50	年率0.3150%	0.1050%	0.1050%	0.1050%
0.60%以上1.00%未満	年10,000分の52.50	年率0.5250%	0.2100%	0.2100%	0.1050%
1.00%以上	年10,000分の63.00	年率0.6300%	0.3150%	0.2100%	0.1050%

(4) 【その他の手数料等】

< 各通貨コース >

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息

（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d．各通貨コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設定に関する費用等がかかります。

<マネーブルファンド>

- a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。
源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

円コース

(平成23年1月31日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
----	-------	------	----	------	------

有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				1,439,128,668		
			小 計	円	-	97.6
	親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
				300,298		
			小 計	円	-	0.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	2.4
-	純資産総額			円	-	100.0
				1,474,831,172		

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

韓国ウォンコース

（平成23年1月31日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				317,599,177		
			小 計	円	-	83.8
		親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価
				30,030		
			小 計	円	-	0.0
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	16.2
-	純資産総額			円	-	100.0
				379,003,194		

中国元コース

（平成23年1月31日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				606,795,018		
			小 計	円	-	92.3
		親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価
				200,198		
			小 計	円	-	0.0
その他				円	負債控除後の	%

資産	コール・ローン等	日本他	50,209,555	取得価額	7.6
			円		%
-	純資産総額		657,204,771	-	100.0

豪ドルコース

(平成23年1月31日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円 991,651,375	時価	% 97.0
			小計	円 991,651,375	-	% 97.0
			親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	円 300,298
			小計	円 300,298	-	% 0.0
	その他資産	コール・ローン等		日本他	円 30,104,147	負債控除後の 取得価額
-	純資産総額			円 1,022,055,820	-	% 100.0

通貨バスケットコース

(平成23年1月31日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円 7,842,802,624	時価	% 95.4
			小計	円 7,842,802,624	-	% 95.4
			親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	円 1,000,993
			小計	円 1,000,993	-	% 0.0
	その他資産	コール・ローン等		日本他	円 377,642,282	負債控除後の 取得価額
-	純資産総額			円 8,221,445,899	-	% 100.0

マネープールファンド

(平成23年1月31日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	円 980,973	時価	% 98.0
				円		%

		小 計	980,973	-	98.0
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 19,556	負債控除後の 取得価額	% 2.0
-	純資産総額		円 1,000,529	-	% 100.0

（参考）

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

<国内マネー・マザーファンド>

（平成23年1月31日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価 証券	公社債券	国債証券	日 本	円 99,893,689	時価	% 74.1
			小 計	円 99,893,689	-	% 74.1
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 34,902,141	負債控除後の 取得価額	% 25.9
-	純資産総額			円 134,795,830	-	% 100.0

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

円コース

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ユナイテッド・アジア・ ボンド・マルチカレン シー・ファンド - J P Y クラス	ケイ マン 諸島	投資信託 受益証券	1,421,221,280	1.0100	1,435,433,492	1.0126	1,439,128,668	97.57
2	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	298,004	1.0076	300,268	1.0077	300,298	0.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成23年1月31日現在）

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.57
親投資信託	0.02
合 計	97.59

株式業種別投資比率（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

韓国ウォンコース

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ユナイテッド・アジア・ ボンド・マルチカレン シー・ファンド - KRW クラス	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	336,119,354	0.9300	312,590,999	0.9449	317,599,177	83.79
2	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	29,801	1.0076	30,027	1.0077	30,030	0.00

種類別投資比率（平成23年1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	83.79
親投資信託	0.00
合計	83.80

株式業種別投資比率（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

中国元コース

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ユナイテッド・アジア・ ボンド・マルチカレン シー・ファンド - CNY クラス	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	657,915,015	0.9100	598,702,663	0.9223	606,795,018	92.32
2	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	198,669	1.0076	200,178	1.0077	200,198	0.03

種類別投資比率（平成23年1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	92.32
親投資信託	0.03
合計	92.36

株式業種別投資比率（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

豪ドルコース

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ユナイテッド・アジア・ ボンド・マルチカレン シー・ファンド - AUD クラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	971,255,020	1.0100	980,967,570	1.0210	991,651,375	97.02
2	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	298,004	1.0076	300,268	1.0077	300,298	0.02

種類別投資比率（平成23年1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.02
親投資信託	0.02
合計	97.05

株式業種別投資比率（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

通貨バスケットコース

（平成23年1月31日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ユナイテッド・アジア・ ボンド・マルチカレン シー・ファンド - カレン シー・バスケット・クラ ス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	8,354,071,820	0.9300	7,769,286,792	0.9388	7,842,802,624	95.39
2	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	993,345	1.0076	1,000,894	1.0077	1,000,993	0.01

種類別投資比率（平成23年1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.39
親投資信託	0.01
合計	95.40

株式業種別投資比率（平成23年1月31日現在）

該当事項はありません。

マネープールファンド

(平成23年1月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	国内マネー・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	973,478	1.0075	980,779	1.0077	980,973	98.04

種類別投資比率(平成23年1月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託	98.04
合計	98.04

株式業種別投資比率(平成23年1月31日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

各ファンド共通

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンド共通

該当事項はありません。

(参考)

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

<国内マネー・マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(平成23年1月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面(円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	第151回国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.89	79,919,469	99.89	79,919,469	0.0000	2011.11.21	59.28
2	第165回国庫短期証券	日本	国債証券	20,000,000	99.87	19,974,220	99.87	19,974,220	0.0000	2012.01.20	14.81

種類別投資比率(平成23年1月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	74.10
合計	74.10

株式業種別投資比率(平成23年1月31日現在)

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

円コース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	804,178,283	807,346,263	10,154	10,194
	第2期計算期間末	892,893,183	896,460,650	10,012	10,052
	第3期計算期間末	1,115,603,706	1,120,173,834	9,764	9,804
第2期特定期間	第4期計算期間末	1,265,593,952	1,270,687,508	9,939	9,979
	第5期計算期間末	1,482,799,527	1,488,634,529	10,165	10,205
	第6期計算期間末	1,704,154,443	1,710,763,479	10,314	10,354
	第7期計算期間末	1,603,384,776	1,609,473,857	10,533	10,573
	第8期計算期間末	1,634,228,752	1,640,413,367	10,570	10,610
	第9期計算期間末 (平成22年12月8日)	1,551,554,711	1,557,602,302	10,262	10,302
平成22年2月末日		517,245,471	-	10,030	-
平成22年3月末日		800,200,135	-	10,181	-
平成22年4月末日		901,020,603	-	10,200	-
平成22年5月末日		1,103,705,609	-	9,767	-
平成22年6月末日		1,238,515,592	-	9,963	-
平成22年7月末日		1,456,595,052	-	10,137	-
平成22年8月末日		1,630,314,027	-	10,313	-
平成22年9月末日		1,600,754,438	-	10,475	-
平成22年10月末日		1,587,313,644	-	10,500	-
平成22年11月末日		1,526,881,222	-	10,295	-
平成22年12月末日		1,516,907,648	-	10,245	-
平成23年1月末日		1,474,831,172	-	10,264	-

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

韓国ウォンコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	209,097,062	210,265,014	10,742	10,802
	第2期計算期間末	264,308,147	265,879,123	10,095	10,155
	第3期計算期間末	280,827,151	282,637,351	9,308	9,368

第2期特定期間	第4期計算期間末	333,691,836	335,883,563	9,135	9,195
	第5期計算期間末	414,371,160	416,972,364	9,558	9,618
	第6期計算期間末	440,973,334	443,777,175	9,436	9,496
	第7期計算期間末	437,697,367	440,331,938	9,968	10,028
	第8期計算期間末	427,715,237	430,326,675	9,827	9,887
	第9期計算期間末 (平成22年12月8日)	389,538,037	391,965,045	9,630	9,690
平成22年2月末日		97,703,394	-	9,961	-
平成22年3月末日		201,365,093	-	10,645	-
平成22年4月末日		262,576,142	-	10,920	-
平成22年5月末日		274,548,855	-	9,348	-
平成22年6月末日		326,550,890	-	9,320	-
平成22年7月末日		397,127,126	-	9,574	-
平成22年8月末日		421,060,858	-	9,434	-
平成22年9月末日		420,682,231	-	9,856	-
平成22年10月末日		417,548,297	-	9,685	-
平成22年11月末日		384,438,741	-	9,629	-
平成22年12月末日		381,747,297	-	9,386	-
平成23年1月末日		379,003,194	-	9,690	-

中国元コース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	508,939,492	511,371,541	10,463	10,513
	第2期計算期間末	814,659,799	818,735,018	9,995	10,045
	第3期計算期間末	950,073,952	954,937,525	9,767	9,817
第2期特定期間	第4期計算期間末	1,018,236,781	1,023,548,623	9,585	9,635
	第5期計算期間末	1,140,362,444	1,146,315,538	9,578	9,628
	第6期計算期間末	1,080,500,184	1,086,167,162	9,533	9,583
	第7期計算期間末	1,025,633,802	1,030,929,062	9,684	9,734
	第8期計算期間末	883,005,216	887,648,475	9,508	9,558
	第9期計算期間末 (平成22年12月8日)	752,854,723	756,817,465	9,499	9,549
平成22年2月末日		280,021,310	-	9,926	-
平成22年3月末日		466,816,636	-	10,445	-
平成22年4月末日		725,112,298	-	10,525	-
平成22年5月末日		930,808,809	-	9,721	-
平成22年6月末日		1,007,431,162	-	9,716	-
平成22年7月末日		1,111,845,165	-	9,755	-
平成22年8月末日		1,126,188,268	-	9,630	-
平成22年9月末日		1,031,786,379	-	9,808	-

平成22年10月末日	908,009,148	-	9,462	-
平成22年11月末日	780,431,151	-	9,645	-
平成22年12月末日	669,334,204	-	9,393	-
平成23年1月末日	657,204,771	-	9,447	-

豪ドルコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	694,993,230	699,473,747	10,858	10,928
	第2期計算期間末	779,473,872	784,939,911	9,982	10,052
	第3期計算期間末	976,092,179	983,603,134	9,097	9,167
第2期特定期間	第4期計算期間末	1,196,896,328	1,205,936,759	9,268	9,338
	第5期計算期間末	1,445,935,382	1,456,221,115	9,840	9,910
	第6期計算期間末	1,518,777,482	1,529,628,077	9,798	9,868
	第7期計算期間末	1,522,452,828	1,532,536,746	10,568	10,638
	第8期計算期間末	1,486,859,460	1,496,542,660	10,749	10,819
	第9期計算期間末 (平成22年12月8日)	1,256,875,426	1,265,249,151	10,507	10,577
平成22年2月末日		465,728,869	-	9,871	-
平成22年3月末日		667,920,953	-	10,749	-
平成22年4月末日		832,102,461	-	11,020	-
平成22年5月末日		951,972,134	-	9,364	-
平成22年6月末日		1,159,840,653	-	9,365	-
平成22年7月末日		1,422,694,159	-	9,913	-
平成22年8月末日		1,433,315,557	-	9,756	-
平成22年9月末日		1,532,658,981	-	10,554	-
平成22年10月末日		1,408,611,727	-	10,303	-
平成22年11月末日		1,274,022,475	-	10,342	-
平成22年12月末日		1,219,609,101	-	10,643	-
平成23年1月末日		1,022,055,820	-	10,497	-

通貨バスケットコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	2,501,492,869	2,515,476,522	10,733	10,793
	第2期計算期間末	3,901,257,868	3,924,252,984	10,179	10,239
	第3期計算期間末	4,942,327,078	4,973,079,097	9,643	9,703

第2期特定期間	第4期計算期間末	6,436,731,421	6,477,097,223	9,568	9,628
	第5期計算期間末	8,127,886,565	8,177,914,222	9,748	9,808
	第6期計算期間末	8,818,215,934	8,872,846,821	9,685	9,745
	第7期計算期間末	9,402,083,988	9,458,874,882	9,933	9,993
	第8期計算期間末	9,544,421,287	9,602,835,419	9,804	9,864
	第9期計算期間末 (平成22年12月8日)	9,079,389,201	9,135,718,678	9,671	9,731
平成22年2月末日	1,522,588,070	-	9,903	-	
平成22年3月末日	2,388,565,724	-	10,641	-	
平成22年4月末日	3,760,435,764	-	10,912	-	
平成22年5月末日	4,921,565,657	-	9,696	-	
平成22年6月末日	6,212,605,628	-	9,702	-	
平成22年7月末日	7,702,437,016	-	9,874	-	
平成22年8月末日	8,779,908,405	-	9,772	-	
平成22年9月末日	9,357,272,764	-	9,996	-	
平成22年10月末日	9,338,495,805	-	9,710	-	
平成22年11月末日	9,192,127,405	-	9,770	-	
平成22年12月末日	8,738,062,780	-	9,597	-	
平成23年1月末日	8,221,445,899	-	9,633	-	

マネープールファンド

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	1,000,155	1,000,155	10,002	10,002
第2期計算期間末 (平成22年12月8日)	1,000,406	1,000,406	10,004	10,004
平成22年2月末日	999,996	-	10,000	-
平成22年3月末日	1,000,051	-	10,001	-
平成22年4月末日	1,000,109	-	10,001	-
平成22年5月末日	1,000,165	-	10,002	-
平成22年6月末日	1,000,224	-	10,002	-
平成22年7月末日	1,000,284	-	10,003	-
平成22年8月末日	1,000,340	-	10,003	-
平成22年9月末日	1,000,398	-	10,004	-
平成22年10月末日	1,000,459	-	10,005	-
平成22年11月末日	1,000,416	-	10,004	-
平成22年12月末日	1,000,474	-	10,005	-
平成23年1月末日	1,000,529	-	10,005	-

【分配の推移】

円コース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	40円
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	40円
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	40円
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	40円
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	40円
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	40円
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	40円
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	40円
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	40円

韓国ウォンコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	60円
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	60円
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	60円
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	60円
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	60円
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	60円
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	60円
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	60円
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	60円

中国元コース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	50円
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	50円
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	50円

第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	50円
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	50円
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	50円
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	50円
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	50円
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	50円

豪ドルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	70円
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	70円
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	70円
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	70円
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	70円
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	70円
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	70円
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	70円
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	70円

通貨バスケットコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	60円
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	60円
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	60円
	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	60円
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	60円

第2期特定期間	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	60円
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	60円
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	60円
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	60円

マネープールファンド

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成22年6月8日)	0円
第2期計算期間 (平成22年12月8日)	0円

【収益率の推移】

円コース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	1.9%
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	1.0%
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	2.1%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	2.2%
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	2.7%
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	1.9%
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	2.5%
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	0.7%
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	2.5%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。以下同じ。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。以下同じ。

韓国ウォンコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	8.0%
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	5.5%

	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	7.2%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	1.2%
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	5.3%
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	0.6%
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	6.3%
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	0.8%
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	1.4%

中国元コース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	5.1%
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	4.0%
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	1.8%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	1.4%
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	0.4%
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	0.1%
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	2.1%
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	1.3%
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	0.4%

豪ドルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	9.3%
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	7.4%
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	8.2%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	2.6%
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	6.9%
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	0.3%
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	8.6%

第8期計算期間 (平成22年11月8日)	2.4%
第9期計算期間 (平成22年12月8日)	1.6%

通貨バスケットコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年4月8日)	7.9%
	第2期計算期間 (平成22年5月10日)	4.6%
	第3期計算期間 (平成22年6月8日)	4.7%
第2期特定期間	第4期計算期間 (平成22年7月8日)	0.2%
	第5期計算期間 (平成22年8月9日)	2.5%
	第6期計算期間 (平成22年9月8日)	0.0%
	第7期計算期間 (平成22年10月8日)	3.2%
	第8期計算期間 (平成22年11月8日)	0.7%
	第9期計算期間 (平成22年12月8日)	0.7%

マネープールファンド

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成22年6月8日)	0.02%
第2期計算期間 (平成22年12月8日)	0.02%

(注) 収益率は小数第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

円コース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	791,995,242口	0口
	第2期計算期間	99,871,714口	0口
	第3期計算期間	254,665,078口	4,000,000口
	第4期計算期間	141,606,997口	10,750,000口
	第5期計算期間	187,861,648口	2,500,000口

第2期特定期間	第6期計算期間	312,038,360口	118,530,000口
	第7期計算期間	40,231,369口	170,220,000口
	第8期計算期間	168,673,101口	144,789,587口
	第9期計算期間	145,020,983口	179,276,997口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。以下同じ。

韓国ウォンコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	194,658,686口	0口
	第2期計算期間	67,170,721口	0口
	第3期計算期間	39,870,628口	0口
第2期特定期間	第4期計算期間	63,587,858口	0口
	第5期計算期間	68,246,221口	0口
	第6期計算期間	50,172,729口	16,400,000口
	第7期計算期間	35,862,093口	64,073,645口
	第8期計算期間	13,344,505口	17,200,000口
	第9期計算期間	29,725,308口	60,463,749口

中国元コース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	486,409,931口	0口
	第2期計算期間	328,633,993口	0口
	第3期計算期間	157,670,828口	0口
第2期特定期間	第4期計算期間	117,753,823口	28,100,000口
	第5期計算期間	139,650,344口	11,400,000口
	第6期計算期間	27,296,751口	84,520,000口
	第7期計算期間	20,015,695口	94,359,301口
	第8期計算期間	6,559,919口	136,960,086口
	第9期計算期間	8,227,492口	144,330,850口

豪ドルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	659,673,971口	19,600,000口
	第2期計算期間	140,788,818口	0口
	第3期計算期間	292,130,914口	0口
第2期特定期間	第4期計算期間	218,496,489口	0口
	第5期計算期間	177,900,358口	0口
	第6期計算期間	115,444,453口	34,750,000口
	第7期計算期間	45,404,761口	154,930,000口
	第8期計算期間	94,361,914口	151,607,288口
	第9期計算期間	113,512,155口	300,580,000口

通貨バスケットコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	2,330,608,838口	0口
	第2期計算期間	1,513,910,585口	12,000,000口
	第3期計算期間	1,297,817,241口	5,000,000口
第2期特定期間	第4期計算期間	1,624,397,088口	22,100,000口
	第5期計算期間	1,630,809,168口	20,500,000口
	第6期計算期間	1,132,158,834口	364,953,835口
	第7期計算期間	769,583,993口	409,582,900口
	第8期計算期間	738,014,186口	467,474,524口
	第9期計算期間	430,556,871口	777,999,370口

マネープールファンド

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	1,000,000口	0口
第2期計算期間	0口	0口

(注) 第1期計算期間の設定口数は、当初の自己設定口数です。

< 参考情報 >

運用実績

2011年1月31日現在

円コース

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日



<分配の推移>

2011年1月	40円
2010年12月	40円
2010年11月	40円
2010年10月	40円
2010年9月	40円
直近1年累計	400円
設定来累計	400円

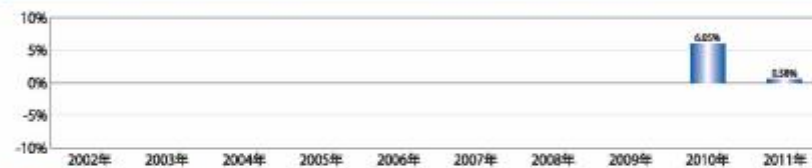
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド・JPYクラス	97.57%
国内マネー・マザーファンド	0.02%
合計	97.59%

暦年ベース

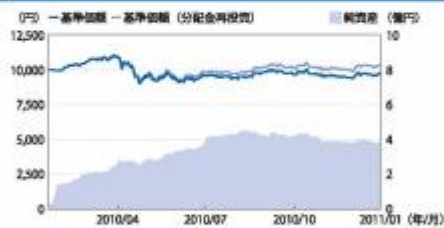
<年間収益率の推移>



韓国ウォンコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日



<分配の推移>

2011年1月	60円
2010年12月	60円
2010年11月	60円
2010年10月	60円
2010年9月	60円
直近1年累計	600円
設定来累計	600円

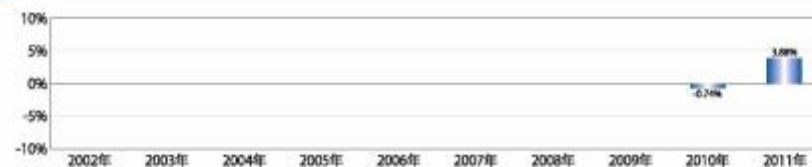
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド・KRWクラス	83.79%
国内マネー・マザーファンド	0.00%
合計	83.80%

暦年ベース

<年間収益率の推移>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額（分配金再投資）は、取引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配金は1万口当たり・取引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は取引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2010年については設定時から12月末まで、2011年については年初から1月末までの収益率をそれぞれ記載しています。
 ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

運用実績

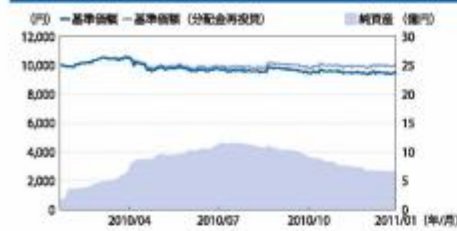
みずほ・アジア・ウェイク アジア債券ファンド

2011年1月31日現在

中国元コース

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日



<分配の推移>

2011年1月	50円
2010年12月	50円
2010年11月	50円
2010年10月	50円
2010年9月	50円
直近1年累計	500円
設定来累計	500円

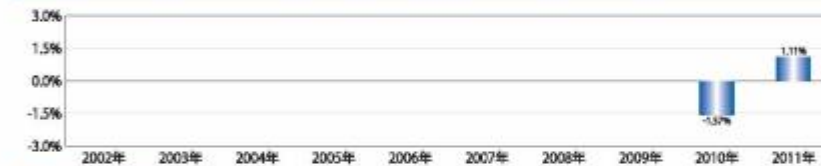
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-CNYクラス	92.32%
国内マネー・マザーファンド	0.03%
合計	92.36%

<年間収益率の推移>

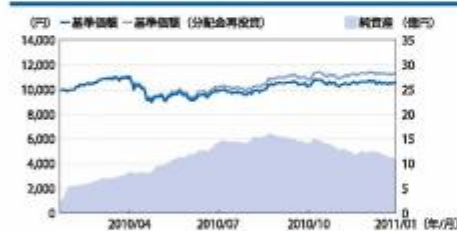
暦年ベース



豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日



<分配の推移>

2011年1月	70円
2010年12月	70円
2010年11月	70円
2010年10月	70円
2010年9月	70円
直近1年累計	700円
設定来累計	700円

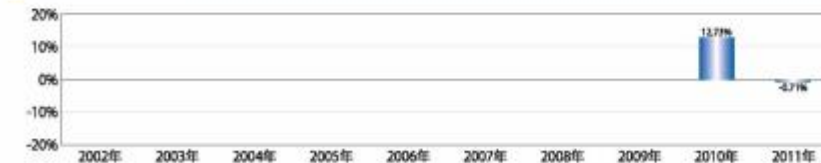
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド-AUDクラス	97.02%
国内マネー・マザーファンド	0.02%
合計	97.05%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万円当たり・取引日の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は取引日の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2010年については設定時から12月末まで、2011年については年初から1月末までの収益率をそれぞれ記載しています。
 ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

11

2011年1月31日現在

通貨バスケットコース

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日

<分配の推移>



2011年1月	60円
2010年12月	60円
2010年11月	60円
2010年10月	60円
2010年9月	60円
直近1年累計	600円
設定来累計	600円

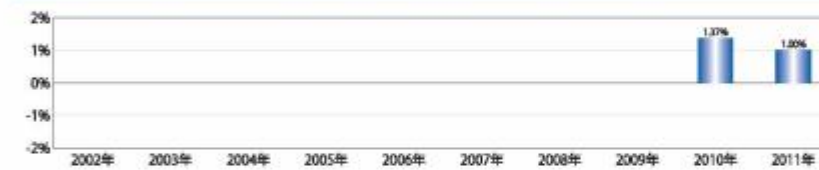
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド・カレンシー・バスケット・クラス	96.39%
国内マネー・マザーファンド	0.01%
合計	96.40%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万口当たり・取引日の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は取引日の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2010年については設定時から12月末日まで、2011年については年当初から1月末日までの収益率をそれぞれ記載しています。
 ・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

運用実績

みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド

2011年1月31日現在

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

2010年2月22日～2011年1月31日

<分配の推移>



分配日	分配額 (円)
2010年12月	0円
2010年6月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、過去の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものです。実際の基準価額は異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	72.66%
その他資産	27.34%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄 (国内マネー・マザーファンド)

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第151回国庫短期証券	2011/11/21	0.0000%	59.28%
第165回国庫短期証券	2012/01/20	0.0000%	14.81%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産額に対する比率です。

組入銘柄数: 2銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合計して計算しています。
 ※前ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2010年については設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2011年については年年初から1月末までの収益率を記載しています。

ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等上位5銘柄 (現地1月7日現在)

銘柄名	国・地域	種類	比率
チャイナ・オーバーシーズ・ファイナンス・インベストメント	中国	社債券	4.48%
SPI エレクトリシティ & ガス	オーストラリア	社債券	4.12%
ウエストバック・キャピタル・トラストⅡ	オーストラリア	社債券	3.96%
ホンコン・ランド・ファイナンス	香港	社債券	3.66%
シノケム・オーバーシーズ・キャピタル	中国	社債券	3.55%

※UOBアセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。
 ※比率は、ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンドの組入公社債等を100%とした場合の割合で、小数第3位を四捨五入しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

13

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ

のスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、「みずほ・アジア・ウェイブ」構成ファンドのうち償還予定のファンドを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「みずほ・アジア・ウェイブアジア債券ファンド*自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の*には次の表の各通貨コースの名称をあてはめてご覧ください。

円コース	韓国ウォンコース	中国元コース	豪ドルコース	通貨バスケットコース
------	----------	--------	--------	------------

(ハ) 取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについて、継続申込期間において以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースにおいて、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

	申込受付休止日
円コース、豪ドルコース、 通貨バスケットコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日
韓国ウォンコース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 韓国の銀行の休業日
中国元コース	シンガポール取引所の休業日 シンガポールの銀行の休業日 中国の銀行の休業日

(ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネー

プールファンドにおいては、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

<各通貨コース>

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 (親投資信託)	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

<マネープールファンド>

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 (親投資信託)	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
------	--

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成27年2月9日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

<各通貨コース>

各ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<マネープールファンド>

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月9日から12月8日まで、12月9日から翌年6月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったアジア・ボンド・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. アジア・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2. アジア・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがい

ます。

- (二) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 投資信託約款の変更等
- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。
- この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- c. 書面決議の手続き
- (イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の場合を除きます。）または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

各通貨コースについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として6月、12月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

マネープールファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）及び第2期特定期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 6月 8日現在)	第2期特定期間末 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,501,507	46,256,118
投資信託受益証券	1,086,188,240	1,512,527,942
親投資信託受益証券	300,090	300,239
未収利息	60	86
流動資産合計	1,123,989,897	1,559,084,385
資産合計		
	1,123,989,897	1,559,084,385
負債の部		
流動負債		
未払金	2,900,000	-
未払収益分配金	4,570,128	6,047,591
未払受託者報酬	25,068	40,583
未払委託者報酬	885,701	1,433,922
その他未払費用	5,294	7,578
流動負債合計	8,386,191	7,529,674
負債合計		
	8,386,191	7,529,674
純資産の部		
元本等		
元本	1,142,532,034	1,511,897,908
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,928,328	39,656,803
（分配準備積立金）	9,942,961	62,900,556
元本等合計	1,115,603,706	1,551,554,711
純資産合計		
	1,115,603,706	1,551,554,711
負債純資産合計		
	1,123,989,897	1,559,084,385

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
受取配当金	20,425,452	51,704,942
受取利息	11,234	22,186
有価証券売買等損益	35,711,670	57,539,851
営業収益合計	15,274,984	109,266,979
営業費用		
受託者報酬	73,788	234,892
委託者報酬	2,607,172	8,299,442
その他費用	16,673	48,410
営業費用合計	2,697,633	8,582,744
営業利益	17,972,617	100,684,235
経常利益	17,972,617	100,684,235
当期純利益	17,972,617	100,684,235
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	105,902	489,916
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	26,928,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,743,674	26,105,890
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,298	268,314
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,734,376	25,837,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,499,712	24,836,029
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	23,815,350
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,499,712	1,020,679
分配金	11,305,575	35,858,881
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,928,328	39,656,803

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	283,080,000円	1,142,532,034円
期中追加設定元本額	863,452,034円	995,432,458円
期中一部解約元本額	4,000,000円	626,066,584円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,928,328円であります。	
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,142,532,034口	1,511,897,908口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,533,543円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,279,056円）、信託約款に定める収益調整金（3,538,422円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は15,351,021円（1万口当たり193.81円）であり、うち3,167,980円（1万口当たり40円）を分配しております。	(1) 第4期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,942,953円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,846,409円）及び分配準備積立金（9,868,994円）より分配対象収益は22,658,356円（1万口当たり177.93円）であり、うち5,093,556円（1万口当たり40円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年4月9日から平成22年5月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,295,134円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,090,119円）及び分配準備積立金（8,644,619円）より分配対象収益は14,029,872円（1万口当たり157.29円）であり、うち3,567,467円（1万口当たり40円）を分配しております。	(2) 第5期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,091,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,057,803円）、信託約款に定める収益調整金（8,447,184円）及び分配準備積立金（11,700,062円）より分配対象収益は36,296,873円（1万口当たり248.79円）であり、うち5,835,002円（1万口当たり40円）を分配しております。

<p>(3) 第3期計算期間（平成22年5月11日から平成22年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,165,975円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,126,516円）及び分配準備積立金（9,347,114円）より分配対象収益は18,639,605円（1万口当たり163.12円）であり、うち4,570,128円（1万口当たり40円）を分配していません。</p>	<p>(3) 第6期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,574,360円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（18,521,169円）、信託約款に定める収益調整金（14,189,203円）及び分配準備積立金（20,567,307円）より分配対象収益は61,852,039円（1万口当たり374.32円）であり、うち6,609,036円（1万口当たり40円）を分配していません。</p> <p>(4) 第7期計算期間（平成22年9月9日から平成22年10月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,676,188円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（30,045,511円）、信託約款に定める収益調整金（14,040,695円）及び分配準備積立金（37,229,334円）より分配対象収益は89,991,728円（1万口当たり591.14円）であり、うち6,089,081円（1万口当たり40円）を分配していません。</p>
--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月 22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程		<p>(5) 第8期計算期間（平成22年10月9日から平成22年11月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,896,610円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,421,231円）、信託約款に定める収益調整金（21,966,197円）及び分配準備積立金（63,711,643円）より分配対象収益は96,995,681円（1万口当たり627.31円）であり、うち6,184,615円（1万口当たり40円）を分配していません。</p> <p>(6) 第9期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,338,322円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,761,347円）及び分配準備積立金（61,609,825円）より分配対象収益は96,709,494円（1万口当たり639.63円）であり、うち6,047,591円（1万口当たり40円）を分配していません。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月 22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	25,165,894	39,584,760
親投資信託受益証券	30	-
合 計	25,165,864	39,584,760

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9764円 (9,764円)	1.0262円 (10,262円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
投資信託 受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカ レンシー・ファンド - JPYクラス	1,493,117,416	1,512,527,942	
	投資信託受益証券小計	1,493,117,416	1,512,527,942	
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	298,004	300,239	
	親投資信託受益証券小計	298,004	300,239	
	有 価 証 券 合 計	-	1,512,828,181	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表

等規則に基づき作成しており、第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間(平成22年2月22日から平成22年6月8日まで)及び第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 6月 8日現在)	第2期特定期間末 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,306,614	11,392,850
投資信託受益証券	267,548,190	381,880,809
親投資信託受益証券	30,009	30,024
未収利息	24	21
流動資産合計	282,884,837	393,303,704
資産合計	282,884,837	393,303,704
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,810,200	2,427,008
未払解約金	-	952,800
未払受託者報酬	6,772	10,567
未払委託者報酬	239,290	373,327
その他未払費用	1,424	1,965
流動負債合計	2,057,686	3,765,667
負債合計	2,057,686	3,765,667
純資産の部		
元本等		
元本	301,700,035	404,501,355
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,872,884	14,963,318
（分配準備積立金）	12,804,105	11,217,653
元本等合計	280,827,151	389,538,037
純資産合計	280,827,151	389,538,037
負債純資産合計	282,884,837	393,303,704

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期特定期間 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
受取配当金	6,962,801	19,492,066
受取利息	3,516	5,916
有価証券売買等損益	28,751,801	9,632,634
営業収益合計	21,785,484	29,130,616
営業費用		
受託者報酬	19,341	62,211
委託者報酬	683,290	2,197,974
その他費用	4,333	12,775
営業費用合計	706,964	2,272,960
営業利益	22,492,448	26,857,656
経常利益	22,492,448	26,857,656
当期純利益	22,492,448	26,857,656
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	527,422
期首剰余金又は期首欠損金()	-	20,872,884
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,642,089	5,771,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,771,543
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,642,089	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,473,397	10,922,422
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,473,397	10,922,422
分配金	4,549,128	15,269,789
期末剰余金又は期末欠損金()	20,872,884	14,963,318

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	23,160,000円	301,700,035円
期中追加設定元本額	278,540,035円	260,938,714円
期中一部解約元本額	- 円	158,137,394円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,872,884円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は14,963,318円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	301,700,035口	404,501,355口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,898,001円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（10,919,835円）、信託約款に定める収益調整金（1,788,492円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は15,606,328円（1万口当たり801.71円）であり、うち1,167,952円（1万口当たり60円）を分配しております。	(1) 第4期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,449,720円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（11,273,879円）及び分配準備積立金（12,804,105円）より分配対象収益は26,527,704円（1万口当たり726.19円）であり、うち2,191,727円（1万口当たり60円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年4月9日から平成22年5月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,575,263円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,397,433円）及び分配準備積立金（12,649,884円）より分配対象収益は18,622,580円（1万口当たり711.23円）であり、うち1,570,976円（1万口当たり60円）を分配しております。	(2) 第5期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,989,105円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（15,857,907円）及び分配準備積立金（13,062,098円）より分配対象収益は31,909,110円（1万口当たり736.00円）であり、うち2,601,204円（1万口当たり60円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間（平成22年5月11日から平成22年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,960,134円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,047,650円）及び分配準備積立金（12,654,171円）より分配対象収益は21,661,955円（1万口当たり717.97円）であり、うち1,810,200円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第6期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,222,110円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,625,988円）及び分配準備積立金（13,011,950円）より分配対象収益は34,860,048円（1万口当たり745.97円）であり、うち2,803,841円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(4) 第7期計算期間（平成22年9月9日から平成22年10月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,359,777円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,677,692円）及び分配準備積立金（11,690,626円）より分配対象収益は33,728,095円（1万口当たり768.10円）であり、うち2,634,571円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>
--	--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程		<p>(5) 第8期計算期間（平成22年10月9日から平成22年11月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,037,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,891,190円）及び分配準備積立金（11,980,149円）より分配対象収益は33,908,422円（1万口当たり779.05円）であり、うち2,611,438円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(6) 第9期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,788,645円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,388,591円）及び分配準備積立金（10,856,016円）より分配対象収益は32,033,252円（1万口当たり791.90円）であり、うち2,427,008円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	22,028,163	8,024,950
親投資信託受益証券	3	-
合 計	22,028,160	8,024,950

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9308円 (9,308円)	0.9630円 (9,630円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - KRWクラス	406,299,404	381,880,809	
	投資信託受益証券小計	406,299,404	381,880,809	
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	29,801	30,024	
	親投資信託受益証券小計	29,801	30,024	
	有 価 証 券 合 計	-	381,910,833	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表等規

則に基づき作成しており、第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間(平成22年2月22日から平成22年6月8日まで)及び第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 6月 8日現在)	第2期特定期間末 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,064,947	22,341,390
投資信託受益証券	930,086,663	741,726,411
親投資信託受益証券	200,059	200,159
未収利息	64	41
流動資産合計	970,351,733	764,268,001
資産合計	970,351,733	764,268,001
負債の部		
流動負債		
未払金	14,600,000	-
未払収益分配金	4,863,573	3,962,742
未払解約金	-	6,678,900
未払受託者報酬	22,279	21,127
未払委託者報酬	787,225	746,567
その他未払費用	4,704	3,942
流動負債合計	20,277,781	11,413,278
負債合計	20,277,781	11,413,278
純資産の部		
元本等		
元本	972,714,752	792,548,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,640,800	39,693,816
（分配準備積立金）	19,501,447	17,546,802
元本等合計	950,073,952	752,854,723
純資産合計	950,073,952	752,854,723
負債純資産合計	970,351,733	764,268,001

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期特定期間 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
受取配当金	16,841,906	42,982,784
受取利息	10,296	11,318
有価証券売買等損益	44,013,278	33,660,152
営業収益合計	27,161,076	9,333,950
営業費用		
受託者報酬	54,250	159,028
委託者報酬	1,916,870	5,619,057
その他費用	12,123	32,946
営業費用合計	1,983,243	5,811,031
営業利益	29,144,319	3,522,919
経常利益	29,144,319	3,522,919
当期純利益	29,144,319	3,522,919
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	2,731,562
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	22,640,800
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,255,848	21,447,870
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	21,447,870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,255,848	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,381,488	8,459,068
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,381,488	8,459,068
分配金	11,370,841	30,833,175
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,640,800	39,693,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	171,517,000円	972,714,752円
期中追加設定元本額	801,197,752円	319,504,024円
期中一部解約元本額	- 円	499,670,237円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,640,800円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は39,693,816円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	972,714,752口	792,548,539口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,941,288円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（15,613,894円）、信託約款に定める収益調整金（3,406,428円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は24,961,610円（1万口当たり513.16円）であり、うち2,432,049円（1万口当たり50円）を分配しております。	(1) 第4期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,181,722円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（24,379,927円）及び分配準備積立金（19,023,601円）より分配対象収益は49,585,250円（1万口当たり466.72円）であり、うち5,311,842円（1万口当たり50円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年4月9日から平成22年5月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,814,258円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,763,521円）及び分配準備積立金（19,123,133円）より分配対象収益は36,700,912円（1万口当たり450.28円）であり、うち4,075,219円（1万口当たり50円）を分配しております。	(2) 第5期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,843,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（29,991,248円）及び分配準備積立金（19,704,622円）より分配対象収益は56,539,613円（1万口当たり474.86円）であり、うち5,953,094円（1万口当たり50円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間(平成22年5月11日から平成22年6月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,502,848円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(20,164,592円)及び分配準備積立金(18,862,172円)より分配対象収益は44,529,612円(1万口当たり457.77円)であり、うち4,863,573円(1万口当たり50円)を分配しております。</p>	<p>(3) 第6期計算期間(平成22年8月10日から平成22年9月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,045,277円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(29,006,941円)及び分配準備積立金(19,319,103円)より分配対象収益は55,371,321円(1万口当たり488.53円)であり、うち5,666,978円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>(4) 第7期計算期間(平成22年9月9日から平成22年10月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,956,018円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(27,483,143円)及び分配準備積立金(19,083,550円)より分配対象収益は53,522,711円(1万口当たり505.36円)であり、うち5,295,260円(1万口当たり50円)を分配しております。</p>
--	---	---

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月 22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程		<p>(5) 第8期計算期間(平成22年10月9日から平成22年11月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,639,798円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(24,219,689円)及び分配準備積立金(15,401,903円)より分配対象収益は48,261,390円(1万口当たり519.68円)であり、うち4,643,259円(1万口当たり50円)を分配しております。</p> <p>(6) 第9期計算期間(平成22年11月9日から平成22年12月8日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,858,225円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(20,838,319円)及び分配準備積立金(16,651,319円)より分配対象収益は42,347,863円(1万口当たり534.30円)であり、うち3,962,742円(1万口当たり50円)を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月 22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	21,514,464	1,358,327
親投資信託受益証券	20	-
合 計	21,514,444	1,358,327

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9767円 (9,767円)	0.9499円 (9,499円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - CNYクラス	799,015,848	741,726,411	
	投資信託受益証券小計	799,015,848	741,726,411	
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	198,669	200,159	
	親投資信託受益証券小計	198,669	200,159	
	有 価 証 券 合 計	-	741,926,570	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表等規

則に基づき作成しており、第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間(平成22年2月22日から平成22年6月8日まで)及び第2期特定期間(平成22年6月9日から平成22年12月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 6月 8日現在)	第2期特定期間末 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,284,495	116,250,914
投資信託受益証券	917,308,521	1,230,548,412
親投資信託受益証券	300,090	300,239
未収入金	-	43,000,000
未収利息	129	217
流動資産合計	997,893,235	1,390,099,782
資産合計	997,893,235	1,390,099,782
負債の部		
流動負債		
未払金	13,500,000	30,000,000
未払収益分配金	7,510,955	8,373,725
未払解約金	-	93,554,380
未払受託者報酬	21,621	35,495
未払委託者報酬	763,913	1,254,129
その他未払費用	4,567	6,627
流動負債合計	21,801,056	133,224,356
負債合計	21,801,056	133,224,356
純資産の部		
元本等		
元本	1,072,993,703	1,196,246,545
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	96,901,524	60,628,881
（分配準備積立金）	50,232,294	88,470,288
元本等合計	976,092,179	1,256,875,426
純資産合計	976,092,179	1,256,875,426
負債純資産合計	997,893,235	1,390,099,782

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
受取配当金	26,001,003	73,286,403
受取利息	10,567	19,488
有価証券売買等損益	105,491,389	185,340,040
営業収益合計	79,479,819	258,645,931
営業費用		
受託者報酬	64,950	218,231
委託者報酬	2,294,718	7,710,709
その他費用	14,674	45,035
営業費用合計	2,374,342	7,973,975
営業利益	81,854,161	250,671,956
経常利益	81,854,161	250,671,956
当期純利益	81,854,161	250,671,956
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	843,493	2,454,338
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	96,901,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,372,406	15,868,975
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,874,393
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,372,406	11,994,582
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,118,765	48,238,586
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,507	29,700,653
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,057,258	18,537,933
分配金	17,457,511	58,317,602
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	96,901,524	60,628,881

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	262,530,000円	1,072,993,703円
期中追加設定元本額	830,063,703円	765,120,130円
期中一部解約元本額	19,600,000円	641,867,288円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は96,901,524円です。	
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,072,993,703口	1,196,246,545口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,804,667円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（43,404,238円）、信託約款に定める収益調整金（5,190,871円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は59,399,776円（1万口当たり928.00円）であり、うち4,480,517円（1万口当たり70円）を分配しております。	(1) 第4期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,134,865円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（51,513,157円）及び分配準備積立金（50,232,294円）より分配対象収益は111,880,316円（1万口当たり866.26円）であり、うち9,040,431円（1万口当たり70円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年4月9日から平成22年5月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,852,286円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,979,275円）及び分配準備積立金（49,728,388円）より分配対象収益は66,559,949円（1万口当たり852.36円）であり、うち5,466,039円（1万口当たり70円）を分配しております。	(2) 第5期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,607,245円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（65,806,952円）及び分配準備積立金（51,326,728円）より分配対象収益は129,740,925円（1万口当たり882.93円）であり、うち10,285,733円（1万口当たり70円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間（平成22年5月11日から平成22年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,628,614円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（34,261,759円）及び分配準備積立金（50,114,635円）より分配対象収益は92,005,008円（1万口当たり857.43円）であり、うち7,510,955円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第6期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,935,466円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（73,627,134円）及び分配準備積立金（52,493,873円）より分配対象収益は138,056,473円（1万口当たり890.61円）であり、うち10,850,595円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(4) 第7期計算期間（平成22年9月9日から平成22年10月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,811,676円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（42,156,458円）、信託約款に定める収益調整金（69,953,724円）及び分配準備積立金（48,428,042円）より分配対象収益は173,349,900円（1万口当たり1,203.32円）であり、うち10,083,918円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>
--	---	--

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程		<p>(5) 第8期計算期間（平成22年10月9日から平成22年11月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,837,291円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（23,712,599円）、信託約款に定める収益調整金（73,205,722円）及び分配準備積立金（84,057,691円）より分配対象収益は192,813,303円（1万口当たり1,393.82円）であり、うち9,683,200円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第9期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,161,761円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（71,850,960円）及び分配準備積立金（87,682,252円）より分配対象収益は168,694,973円（1万口当たり1,410.17円）であり、うち8,373,725円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	80,573,012	3,248,735
親投資信託受益証券	30	-
合 計	80,572,982	3,248,735

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9097円 (9,097円)	1.0507円 (10,507円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド - AUDクラス	1,203,234,978	1,230,548,412	
	投資信託受益証券小計	1,203,234,978	1,230,548,412	
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	298,004	300,239	
	親投資信託受益証券小計	298,004	300,239	
	有 価 証 券 合 計	-	1,230,848,651	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表等規

則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）及び第2期特定期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 6月 8日現在)	第2期特定期間末 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	168,490,321	236,935,729
投資信託受益証券	4,823,499,151	8,922,330,633
親投資信託受益証券	1,000,298	1,000,795
未収利息	272	443
流動資産合計	4,992,990,042	9,160,267,600
資産合計	4,992,990,042	9,160,267,600
負債の部		
流動負債		
未払金	15,800,000	-
未払収益分配金	30,752,019	56,329,477
未払解約金	-	15,689,360
未払受託者報酬	112,489	242,594
未払委託者報酬	3,974,656	8,571,613
その他未払費用	23,800	45,355
流動負債合計	50,662,964	80,878,399
負債合計	50,662,964	80,878,399
純資産の部		
元本等		
元本	5,125,336,664	9,388,246,175
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	183,009,586	308,856,974
（分配準備積立金）	152,731,576	172,655,769
元本等合計	4,942,327,078	9,079,389,201
純資産合計	4,942,327,078	9,079,389,201
負債純資産合計	4,992,990,042	9,160,267,600

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
受取配当金	98,039,757	405,896,335
受取利息	55,192	119,423
有価証券売買等損益	342,500,551	94,468,021
営業収益合計	244,405,602	311,547,737
営業費用		
受託者報酬	276,086	1,296,446
委託者報酬	9,754,874	45,807,700
その他費用	61,873	266,941
営業費用合計	10,092,833	47,371,087
営業利益	254,498,435	264,176,650
経常利益	254,498,435	264,176,650
当期純利益	254,498,435	264,176,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,322	5,695,171
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	183,009,586
剰余金増加額又は欠損金減少額	148,108,398	46,223,878
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	46,223,878
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148,108,398	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,875,439	113,993,896
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	917,478	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,957,961	113,993,896
分配金	67,730,788	316,558,849
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	183,009,586	308,856,974

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	996,890,000円	5,125,336,664円
期中追加設定元本額	4,145,446,664円	6,325,520,140円
期中一部解約元本額	17,000,000円	2,062,610,629円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は183,009,586円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は308,856,974円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	5,125,336,664口	9,388,246,175口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,298,781円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（131,150,442円）、信託約款に定める収益調整金（19,418,461円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は184,867,684円（1万口当たり793.20円）であり、うち13,983,653円（1万口当たり60円）を分配しております。	(1) 第4期計算期間（平成22年6月9日から平成22年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（43,561,085円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（289,840,467円）及び分配準備積立金（152,161,899円）より分配対象収益は485,563,451円（1万口当たり721.73円）であり、うち40,365,802円（1万口当たり60円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年4月9日から平成22年5月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,843,684円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（99,368,015円）及び分配準備積立金（150,746,851円）より分配対象収益は271,958,550円（1万口当たり709.60円）であり、うち22,995,116円（1万口当たり60円）を分配しております。	(2) 第5期計算期間（平成22年7月9日から平成22年8月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（57,737,290円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（397,402,512円）及び分配準備積立金（154,945,253円）より分配対象収益は610,085,055円（1万口当たり731.67円）であり、うち50,027,657円（1万口当たり60円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間（平成22年5月11日から平成22年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,068,335円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（183,889,030円）及び分配準備積立金（149,415,260円）より分配対象収益は367,372,625円（1万口当たり716.76円）であり、うち30,752,019円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第6期計算期間（平成22年8月10日から平成22年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（62,396,403円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（455,678,126円）及び分配準備積立金（156,816,801円）より分配対象収益は674,891,330円（1万口当たり741.20円）であり、うち54,630,887円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(4) 第7期計算期間（平成22年9月9日から平成22年10月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（71,593,201円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（487,557,485円）及び分配準備積立金（157,905,540円）より分配対象収益は717,056,226円（1万口当たり757.55円）であり、うち56,790,894円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>
--	--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程		<p>(5) 第8期計算期間（平成22年10月9日から平成22年11月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（67,019,572円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（514,894,403円）及び分配準備積立金（165,698,818円）より分配対象収益は747,612,793円（1万口当たり767.89円）であり、うち58,414,132円（1万口当たり60円）を分配しております。</p> <p>(6) 第9期計算期間（平成22年11月9日から平成22年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（66,672,600円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（504,113,453円）及び分配準備積立金（162,312,646円）より分配対象収益は733,098,699円（1万口当たり780.85円）であり、うち56,329,477円（1万口当たり60円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	247,031,895	60,516,020
親投資信託受益証券	99	-
合 計	247,031,796	60,516,020

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期特定期間 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 6月 8日現在]	第2期特定期間末 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9643円 (9,643円)	0.9671円 (9,671円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレン シー・ファンド・カレンシー・バスケット・ク ラス	9,455,628,056	8,922,330,633	
	投 資 信 託 受 益 証 券 小 計	9,455,628,056	8,922,330,633	
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	993,345	1,000,795	
	親 投 資 信 託 受 益 証 券 小 計	993,345	1,000,795	
	有 価 証 券 合 計	-	8,923,331,428	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）については改正前の財務諸表等規

則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年2月22日から平成22年6月8日まで）及び第2期計算期間（平成22年6月9日から平成22年12月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほ・アジア・ウェイブ マネープールファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 (平成22年 6月 8日現在)	第2期 (平成22年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,000	19,863
親投資信託受益証券	980,292	980,779
流動資産合計	1,000,292	1,000,642
資産合計	1,000,292	1,000,642
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	88	151
未払委託者報酬	49	85
流動負債合計	137	236
負債合計	137	236
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	155	406
(分配準備積立金)	296	588
元本等合計	1,000,155	1,000,406
純資産合計	1,000,155	1,000,406
負債純資産合計	1,000,292	1,000,642

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	第2期 自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
営業収益		
有価証券売買等損益	292	487
営業収益合計	292	487
営業費用		
受託者報酬	88	151
委託者報酬	49	85
営業費用合計	137	236
営業利益	155	251
経常利益	155	251
当期純利益	155	251
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	155
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	155	406

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成22年 6月 8日現在]	第2期 [平成22年12月 8日現在]
1. 期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,000,000口	1,000,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(296円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は296円(1万口当たり2.96円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(292円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(0円)及び分配準備積立金(296円)より分配対象収益は588円(1万口当たり5.88円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期 [平成22年 6月 8日現在]	第2期 [平成22年12月 8日現在]
1. 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成22年 6月 8日現在] 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	第2期 [平成22年12月 8日現在] 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	292	487
合 計	292	487

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期 [平成22年 6月 8日現在]	第2期 [平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	第2期 自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 [平成22年 6月 8日現在]	第2期 [平成22年12月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0002円 (10,002円)	1.0004円 (10,004円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
親投資信託 受益証券	国内マネー・マザーファンド	973,478	980,779	
	合 計	973,478	980,779	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

みずほ・アジア・ウェイブの各通貨コースは、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、みずほ・アジア・ウェイブの各通貨コース及びみずほ・アジア・ウェイブ マネープールファンドは、「国内マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - JPYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - KRWクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー

・ファンド - CNYクラス」、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - AUDクラス」及び「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド - カレンシー・バスケット・クラス」は、「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」の個別クラスとなっております。

「ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド」はケイマンの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの「財政状態計算書」、「包括利益計算書」、「所有者持分変動計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」及び財務書類に対する注記は、同ファンドの受託会社であるBNY ファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッドから入手した平成22年6月30日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

(1) 財政状態計算書(無監査)

2010年6月30日現在

	注記	2010年6月30日 日本円
資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,5,6	8,199,625,061
受益証券保有者に対する債権		637,200,000
ブローカーに対する債権		210,262,863
現金および現金同等物	7	1,888,385,864
証拠金勘定	8	6,244,598
資産合計		10,941,718,386
資本		
当ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産	10	9,645,404,769
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	4,5,6	477,002,890
受益証券保有者に対する債務		-
受益証券保有者に対する未払分配金		76,607,922
ブローカーに対する債務		733,456,945
未払費用	9	9,245,860
負債合計		1,296,313,617
資本および負債合計		10,941,718,386

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部である。

(2) 包括利益計算書(無監査)

2010年2月2日(設定日)から2010年6月30日までの期間

	注記	2010年2月2日(設定日)から2010年6月30日 日までの期間 日本円
収益		
保管受託銀行に保有する預金からの受取利息		(51,485)
為替差損純額		(26,299,566)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る公正価値のその他の純変動額		(303,832,625)

収益 / (損失) 純額合計		(330,183,676)
費用		
投資顧問会社報酬	13	5,986,301
受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	13	3,378,436
保管受託銀行報酬	13	2,060,862
取引費用		84,560
組成費用		8,393,433
その他の営業費用		129,122
営業費用合計		20,032,714
税引前損失		(350,216,390)
源泉徴収税		-
損失合計		(350,216,390)
その他の包括損失		
期中支払分配金		(244,878,841)
当期間包括損失合計		(595,095,231)

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部である。

(3) 所有者持分変動計算書(無監査)

2010年2月2日(設定日)から2010年6月30日までの期間

注記	2010年2月2日(設定日)から 2010年6月30日までの期間	
	日本円	
期首残高		-
損失合計		(350,216,390)
その他の包括損失		
期中支払分配金	12	(244,878,841)
当期間包括損失合計		(595,095,231)
受益証券の発行	10	10,240,500,000
受益証券の買戻し		-
期間末残高		9,645,404,769

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部である。

(4) キャッシュ・フロー計算書(無監査)

2010年2月2日(設定日)から2010年6月30日までの期間

注記	2010年2月2日(設定日)から2010年6 月30日までの期間	
	日本円	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期間損失合計		(350,216,390)
調整:		
- 受取利息		51,485
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		(350,164,905)

営業資産および負債の変動

- ブローカーに対する債権の増加	(210,262,863)
- ブローカーに対する債務の増加	733,456,945
- 未払費用の増加	9,245,860
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(8,199,625,061)
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の増加	477,002,890
- 証拠金勘定の増加	(6,244,598)
営業によるキャッシュ	(7,546,591,732)
利息の受取額	(51,485)
営業活動による正味キャッシュ	(7,546,643,217)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
受益証券保有者に対する支払分配金	(168,270,919)
受益証券の発行による収入	9,603,300,000
受益証券の償還による支払	-
財務活動に使用された正味キャッシュ	9,435,029,081
現金および現金同等物の純減少額	1,888,385,864
現金および現金同等物の期首残高	-
現金および現金同等物の期間末残高	7 1,888,385,864

添付の注記は、本財務書類と不可分の一部である。

(5) 財務書類に対する注記(無監査)

2010年2月2日(設定日)から2010年6月30日までの期間

本注記は、添付の財務書類の不可分の一部であり、財務書類と併せて読むべきである。

1. 一般的情報

ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド(ユナイテッド・マルチ・アセット・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド)(以下「当ファンド」という。)は、ケイマン諸島で設定され、籍を置いている。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島、P0 Box 31371, Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor, Grand Cayman KY1 - 1206である。当ファンドは、2010年2月2日に設定され、2010年2月23日に営業を開始した。

当ファンドは、主としてアジアおよびオセアニアの公共団体および民間企業が発行した債券または負債証券に投資することで、安定した収益と長期的な自己資本の増価を達成することを目的としている。

当ファンドの投資活動は、シンガポール法に基づき設立された会社であるUOBアセット・マネジメント・リミテッド(以下「投資顧問会社」という。)により管理されている。BNYファンド・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供している。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社に任命されている。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行である。

本財務書類全体にわたり、資本金および剰余金と表記されているものはすべて、別途記載がない限り、当ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産を指している。

当ファンドは、受益証券のJPYクラス、KRWクラス、CNYクラス、AUDクラス、カレンシー・バスケット・クラスにて売出しが行われている。

2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は、以下のとおりである。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての期間において一貫して適用されている。

2.1 表示の基礎

当ファンドの財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む。)の再評価によって修正される。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求されている。IFRSはまた、当ファンドの会計方針の適用の過程において経営者に判断を行うことを要求している。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としている。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためである。本財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されている。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算される。外貨建取引の決済および外貨建金融資産・負債の期間末換算レートによる換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 分類

当ファンドは、負債証券に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類している。これらの金融資産は、主として短期間に売却を行う目的で取得しており、売買目的で保有している。当ファンドはデリバティブをヘッジ関係におけるヘッジとして指定していないため、デリバティブもまた、売買目的保有として分類されている。

(b) 認識 / 認識の中止

通常の方法による投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識される。投資は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に伴うリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した時点で認識の中止が行われる。

(c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書に費用計上される。当初認識の後、純損益を通じて公正価値で測定するすべての金融資産は、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の公正価値の変動から生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値のその他の純変動額」に認識される。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品(公に取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等)の公正価値は、財政状態計算書日現在の取引市場価格に基づく。当ファンドが保有する金融資産に使用される取引市場価格は、経過利息を考慮した期間末の買呼値である。

活発な市場で取引されない金融商品(例えば、店頭取引デリバティブ)の公正価値は、評価技法を使用して決定される。当ファンドは、様々な方法を使用し、各財政状態計算書日現在の市況に基づく仮定を行っている。使用される評価技法には、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用が含まれている。

2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的強制力のある権利があり、かつ、純額ベースで決済するかまたは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債は相殺され、財政状態計算書に純額で報告される。

2.5 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務は、それぞれ、契約済だが財政状態計算書日時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する債権および購入有価証券に関する債務を表している。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を使用した償却原価(ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後)で測定される。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定される。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払の不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされる。金融資産または類似する金融資産のグループが、減損損失の結果として評価減された場合には、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した利率を用いて受取利息が認識される。

実効金利法とは、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を関係する期間にわたり配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想残存期間(場合によっては、より短い期間)を通じた、将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率である。実効金利を計算する際に、当ファンドは、金融商品のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積るが、将来の貸倒損失は考慮しない。その計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受されるすべての手数料およびポイント、取引費用ならびにその他のすべてのプレミアムまたは割引額が含まれる。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金で構成されている。

2.7 証拠金勘定

証拠金勘定は、先物取引に関して保持する委託証拠金である。

2.8 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を使用した償却原価で表示される。

2.9 組成費用

評価目的上は、組成費用は、営業開始日から12ヶ月の期間にわたって償却される。財務報告目的上は、これらの組成費用は、発生時に費用計上される。

2.10 当ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産

当ファンドの受益証券は、保有者の選択により償還が可能であり、資本として分類されている。受益証券は、当ファンドの資本金および剰余金に比例した持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能である。各受益証券は、保有者が当ファンドに対する償還請求の権利を行使した場合に財政状態計算書日現在支払われるべき償還金額で計上される。

受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり資本金および剰余金に基づく価格で発行または償還される。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの持分保有者に帰属する資本金および剰余金を、発行済受益証券の合計口数で除することにより算定される。当ファンドの規則の条項に従い、投資ポジションは、募集および償還に関する受益証券1口当たり純資産額を決定する目的のため、市場価格の仲値に基づき評価される。

2.11 受取利息

受取利息は、実効金利法を使用した時間比例基準で認識される。

2.12 償還可能受益証券の保有者に対する未払分配金

償還可能受益証券の保有者に対して提示された分配金は、受託会社によって承認された時点で所有者持分変動計算書に認識される。これらの受益証券に係る分配金は、所有者持分変動計算書に分配金として認識される。

2.13 税金

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いている。

ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、譲渡、売却またはその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はない。当ファンドは、一定の国々によって投資収益に係る源泉徴収税を課される可能性がある。このような収益は、包括利益計算書に源泉徴収税込みの総額で計上される。

3 . 重要な会計上の見積りおよび判断

本財務書類の作成において、経営者は、翌期内の資産および負債の報告金額に影響を与える見積りおよび判断を行う場合がある。見積りまたは判断が行われる場合、かかる見積りおよび判断は、継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因(状況に照らして評価が可能と考えられる将来の事象の予想も含む。)に基づいている。

以下に開示されているものを除き、会計期間に経営者が行った重要な見積りまたは判断はない。

3.1 重要な会計上の見積りおよび仮定

経営者は、将来について見積りおよび仮定を行う。その結果である会計上の見積りが関連する実際の結果と同一になることは、当然のことながらまれである。資産および負債の帳簿金額の重要な修正の原因となる重要なリスクを有する見積りおよび仮定は、以下に概説されるとおりである。

(a) デリバティブ金融商品の公正価値

当ファンドは、活発な市場において相場がない金融商品(店頭デリバティブ等)を保有する場合が時折ある。かかる金融商品の公正価値は、評価技法を使用して決定される。公正価値を決定するために評価技法(例えばモデル)が使用される場合、当該評価技法は、それらを作成した当事者から独立している投資顧問会社によって検証され、かつ、定期的にレビューされる。モデルは、アウトプットの信頼性を確実にするために、バック・テストングによって実際の取引に合わせて調整される。

(b) 活発な市場において相場がない有価証券の公正価値

活発な市場において相場がない有価証券の公正価値は、評判の高い価格決定情報源(価格決定機関等)または債券 / 借入債務のマーケット・メーカーによる気配値を使用して、ファンドにより決定される場合がある。ブローカーの値付けは、価格決定情報源から入手した場合と同様に、参考でありかつ実行不可能か拘束力がない場合がある。当ファンドは、使用した価格決定情報源の量および質について判断および見積りを行う。市場データが入手できない場合には、当ファンドは独自のモデルを使用してポジションの価格を決定する場合がある。当該モデルは、通常、業界内で標準的であると認識されている評価の手法および技法に基づいている。これらのモデルへのインプットは、主として、アーニング・マルチプルおよび割引キャッシュ・フローである。公正価値の決定に使用されるモデルは、それらを作成した当事者から独立している投資顧問会社によって検証され、かつ、定期的にレビューされる。非公開株式に使用されるモデルは、主として、アーニング・マルチプル(過去10年間にわたる発行体の過去の利益に基づく。)および割引キャッシュ・フローに基づいている。負債証券に使用されるモデルは、見積将来キャッシュ・フローの正味現在価値に基づいており、流動性、ならびに信用リスクおよび市場リスクの要素に応じて適切に調整される。

モデルは、実務上可能な限り、観察可能なデータを使用する。しかし、信用リスク(自己および取引相手方の双方)、ボラティリティおよび相関性等の分野については、経営者が見積りを行う必要がある。これらの要素に関する仮定の変更は、金融商品の報告公正価値に影響を及ぼす場合がある。

何が「観察可能」であるかの決定には、当ファンドによる重要な判断が必要である。当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

当ファンドの金融資産および金融負債はすべて、売買目的で保有されているかまたは純損益を通じて公正価値で測定するものに指定されている。

3.2 重要な判断

機能通貨

投資顧問会社は、日本円を基本的な取引、事象および状態の経済的な影響を最も正確に表す通貨であるとみなしている。日本円は、当ファンドが運用実績を測定し業績を報告する際の通貨であり、また、投資家から購入申込代金を受け取る際の通貨である。この決定もまた、当ファンドが他の日本の投資商品と比較される競争環境を考慮している。

4 . 金融リスク管理

4.1 金融商品の使用戦略

当ファンドは投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされている。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあるが、投資顧問会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めている。

4.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の将来価格の不確実性から生じる。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表している。当ファンドの活動の特性の結果、収益の最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることになる。当ファンドにおいては、許容できるリスク・プレミアムでの利回りに重点を置いてアクティブ運用が行われている。遞増的なリターンを主要な源泉として重要視されているのは、信用スプレッドである。投資顧問会社による信用分析および与信分散は、付加価値の源泉として重要であり、かつ、投資に固有の非システムティック・リスクを個々に低減させるためである。投資顧問会社は、金利、信用リスクおよび外国為替に関する適切な投資戦略を採用することで、当ファンドの利回りの上昇に努めている。

当ファンドが投資する債券および負債証券は、上場または非上場の場合がある。それらは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行引受手形、為替手形、約束手形、財務省短期証券、変動利付債、固定利付債、貸株、ゼロ・クーポン債、転換社債およびその他すべての変動利付または固定利付証券を含んでおり、これらは米ドル、アジアの通貨またはオセアニアの通貨建である。

投資顧問会社は、当ファンドの債券および負債証券への投資によって生じる金利、信用および為替リスクをヘッジする目的でデリバティブ金融商品を使用する場合がある。これらの目的に使用されるデリバティブは、店頭オプション、金利スワップ、先物、為替先渡、差額決済契約、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デリバティブまたはクレジット・リンク債等の仕組債を含む場合があるが、それらに限定されない。

以下の表は、当ファンドのポートフォリオがリスクにさらされている当該リスク先の国の要約である。

2010年6月30日現在

リスク先の国	市場価値	保有割合(%)
オーストラリア	774,931,207	9.93

バミューダ	196,703,576	2.52
ケイマン諸島	1,531,937,850	19.62
香港	705,675,515	9.04
インド	479,759,938	6.14
インドネシア	362,169,321	4.64
マレーシア	701,632,553	8.99
オランダ	165,394,764	2.12
フィリピン	73,335,310	0.94
シンガポール	1,216,747,457	15.58
韓国	1,344,950,573	17.23
英国	63,161,907	0.81
ヴァージン諸島(英領)	102,698,704	1.31
ヴァージン諸島	87,923,274	1.13
合計	7,807,021,949	100

4.3 金利リスク

当ファンドの利付金融資産および負債は、財政状態およびキャッシュ・フローに対する市場金利の実勢水準の変動の影響に関連するリスクにさらされている。金利リスクは、当ファンドのリスクの重要な構成要素である。投資顧問会社は、当ファンドと同様に、総体的に個々の保有有価証券の修正デュレーションを監視している。投資顧問会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが私募覚書に規定されているとおり7年未満になるようにしている。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものである。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定または満期日のいずれか早い方により分類されている。

	1ヶ月未満 日本円	1ヶ月以上 1年未満 日本円	1年以上 5年未満 日本円	5年以上 日本円	無利息 日本円	合計 日本円
2010年6月 30日現在						
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	785,488,171	2,065,217,848	4,956,315,930	392,603,112	8,199,625,061
償還可能受益証券の保有者に対する債権	-	-	-	-	637,200,000	637,200,000
ブローカーに対する債権	-	-	-	-	210,262,863	210,262,863
現金および現金同等物	1,888,385,864	-	-	-	-	1,888,385,864
証拠金勘定	6,244,598	-	-	-	-	6,244,598
資産合計	1,894,630,462	785,488,171	2,065,217,848	4,956,315,930	1,240,065,975	10,941,718,386
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	-	477,002,890	477,002,890
償還可能受益証券の保有者に対する債務	-	-	-	-	-	-
未払利息	-	-	-	-	76,607,922	76,607,922
ブローカーに対する債務	-	-	-	-	733,456,945	733,456,945
未払費用	-	-	-	-	9,245,860	9,245,860

負債合計	-	-	-	-	1,296,313,617	1,296,313,617
金利感应度 ギャップ合 計	1,894,630,462	785,488,171	2,065,217,848	4,956,315,930	(56,247,642)	9,645,404,769

金利感应度分析

当期間の金利変動のボラティリティは、報告日現在、金利の25ベース・ポイントの変動から生じている。この分析は、他のすべての変数が不変であると仮定している。

2010年6月30日現在	純資産に対する金利変動の影響額	
	25ベース・ポイントの上昇 日本円	25ベース・ポイントの低下 日本円
負債性投資	(45,922,374円)	45,922,374円

4.4 信用リスクおよび取引相手方リスク

当ファンドは、発行体または取引相手方が期日に全額の支払ができなくなるリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けている。当ファンドは、金融インフラが完全には整備されていない国々に投資する場合がある。その結果、当ファンドは、ブローカー、決済機関および取引所との取引に関するリスクを含む様々な信用リスクにさらされる。さらに、新興市場で発行された特定の有価証券の信用度は、評価が困難な場合がある。当ファンドはまた、取引相手方および保管機関に保有する資産が、これらの当事者の債務不履行により回収不能となるリスクにさらされている。

投資顧問会社は、承認されたブローカーおよびその他の評価の高い金融機関と取引することで、当ファンドの信用リスクを最小限に抑えている。当ファンドの金融資産もまた、定評のある承認された取引相手方により保管されている。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(保管受託銀行)の信用格付は、ムーディーズによればA a 2である。

投資顧問会社は、各投資の信用格付を取引ベースで監視し、当ファンドが私募覚書に規定されているとおり投資方針を厳守するようにしている。当ファンドは、投資方針に従って、スタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「BB-」またはムーディーズによれば「B a 3」の信用格付を最低でも有する非ソブリン証券、およびスタンダード・アンド・プアーズもしくはフィッチによれば「B-」またはムーディーズによれば「B 3」の信用格付を最低でも有するソブリン証券および準ソブリン証券に、主として投資を行う。

以下の表の分析は、当ファンドの投資について信用格付別に投資合計に対する割合を示したものである。

格付(ムーディーズ)	2010年6月30日現在 %	格付(スタンダード・アンド・ プアーズ)	2010年6月30日現在 %
Aaa	11.58	AAA	8.50
Aa1	4.80	AA+	-
Aa2	0.57	AA	5.89
A1	20.81	A+	1.48
A2	-	A	18.47
A3	20.38	A-	16.87
Baa1	2.13	BBB+	1.15
Baa2	6.97	BBB	6.35
Baa3	6.71	BBB-	9.39
Ba1	5.37	BB+	0.78
Ba2	7.42	BB	12.24
Ba3	8.27	BB-	3.44
B2	1.07	B	-

無格付	3.92	無格付	15.44
合計	100	合計	100

4.5 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っている。そのため、当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な投資対象に投資している。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資している。

受託会社は、投資顧問会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および/または償還金の支払を延期することが可能である。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられる。また、受託会社は、取引日に償還される受益証券の合計口数を、取引日における発行済の受益証券の10%以上に制限することが可能である。

当ファンドは、借入金額が直前の評価日における純資産額の10%を超えない範囲で借入を行うことができる。期中に借入は行われなかった。

当ファンドは、店頭で取引されるデリバティブ商品に投資する場合が時折ある。かかる商品は組織化された市場で取引されておらず流動性が低い場合がある。その結果、当ファンドは、流動性のニーズを満たす目的または特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応する目的のためにこれらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合がある。

当ファンドの方針に従い、投資顧問会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視している。

以下の表は、当ファンドの金融負債を、財政状態計算書日から契約上の満期日までの残存期間に基づき関連する満期でグルーピングして分析したものである。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2010年6月30日現在	1ヶ月未満 日本円	1ヶ月以上3ヶ月未満 日本円	3ヶ月以上 日本円
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	125,056,695	59,808,605	292,137,590
償還可能受益証券の保有者に対する債務	-	-	-
未払利息	76,607,922	-	-
ブローカーに対する債務	733,456,945	-	-
未払費用	9,245,860	-	-
合計	944,367,422	59,808,605	292,137,590

4.6 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有している。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされている。当ファンドは、為替リスクの一定量を削減するため、為替変動をヘッジする為替先渡契約、オプションまたは先物を使用する場合が時折ある。

相対的価値を高め、かつ分散化を増進するために、投資顧問会社は、各クラスに関する個別の通貨のオーバーレイ戦略を実行することによって、当ファンドの各クラスの為替エクスポージャーを管理する。JPYクラス、KRWクラス、CNYクラスおよびAUDクラスの場合、各クラスの参照通貨(以下「参照通貨」という。)は、当該クラスの名称に示されている。カレンシー・バスケット・クラスの場合には、参照通貨は、以下の10種類のアジアおよびオセアニアの通貨、すなわち豪ドル、中国人民元、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、韓国ウォン、マレーシア・リングギット、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル、新台湾ドルおよびタイ・バーツ(アジア通貨バスケット)で構成されている。

以下の表は、2010年6月30日現在、日本円表示の貨幣性および非貨幣性の資産および負債による為替に対するエクスポージャーの要約である。

2010年6月30日現在

	日本円
資産	
豪ドル	704,415,572
中国人民元	5,500,457
インドネシア・ルピア	8,451,954
インド・ルピー	-
韓国ウォン	2,181,674
マレーシア・リングgit	5,000,042
フィリピン・ペソ	-
シンガポール・ドル	233,891,450
新台湾ドル	5,273,491
米ドル	7,585,566,725
日本円	2,391,437,021
資産合計	10,941,718,386
負債	
豪ドル	126,084,953
中国人民元	76,160,015
インドネシア・ルピア	9,919,078
インド・ルピー	19,263,522
韓国ウォン	92,561,536
マレーシア・リングgit	11,109,296
フィリピン・ペソ	39,163,740
シンガポール・ドル	135,506,525
新台湾ドル	26,007,135
米ドル	472,093,393
日本円	288,444,424
負債合計	1,296,313,617

為替感応度分析

以下の表は、日本円の為替レートの価値が上記の通貨に対して高くなったとした場合、他のすべての変数が不変であるならば、2010年1月31日から2010年6月30日までの平均月次変動割合に対して、純資産が以下に示されている金額の分だけ変動したであろうことを示している。

2010年6月30日現在	2010年1月31日から 2010年6月30日までの 平均月次変動割合 %	純資産に対する為替レ トの変動の影響額 日本円
豪ドル	2.0433	(11,817,222)
中国人民元	0.7717	545,256
インドネシア・ルピア	0.1900	2,788
インド・ルピー	0.9283	178,830
韓国ウォン	1.8867	1,705,167
マレーシア・リングgit	(0.1217)	7,433
フィリピン・ペソ	1.0450	409,261
シンガポール・ドル	0.8200	(806,756)
新台湾ドル	0.9900	205,263
米ドル	0.8867	(63,072,797)

4.7 自己資本リスク管理

当ファンドの自己資本は、受益証券保有者に帰属する純資産である。受益証券保有者に帰属する純資産の金額は、当ファンドが受益証券保有者の判断による購入申込および償還請求を日々受けるため、日次ベースで著しく変動する可能性がある。当ファンドの自己資本管理の目的は、受益証券保有者にリターンおよびその他の証券の保有者に利益を提供するために、継続企業として存続する当ファンドの能力を保全すること、ならびに、当ファンドの投資活動の進展を支えるために、強固な自己資本基盤を維持することである。

自己資本構成を維持または調整するために、当ファンドは以下を実施する方針である。

- ・当ファンドが7日以内に換金可能と見込んでいる資産に対する日々の購入申込および償還請求の水準を監視し、当ファンドが償還可能受益証券の保有者に対して支払う分配金の金額を調整する。
- ・当ファンドの規約文書に従って、償還および新規受益証券の発行を行う。これには、償還を制限する能力が含まれ、かつ、一定の最小限の保有額および募集額が必要とされる。

投資顧問会社は、受益証券保有者に帰属する純資産の価値に基づき自己資本を監視している。

4.8 公正価値の見積り

当ファンドは、2009年1月1日に発効したIFRS第7号の改訂を適用した。同基準は、当ファンドに、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求している。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・同一の資産または負債の、活発な市場における相場価格(修正されていないもの)(レベル1)
- ・資産または負債について、レベル1に含まれる相場価格以外で、直接的に(すなわち価格として)、または間接的に(すなわち価格から算出)観察可能なインプット(レベル2)
- ・資産または負債について、観察可能な市場データに基づいていないインプット(すなわち観察不能な価格)(レベル3)

公正価値測定が全体的に分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要である。最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づく重要な調整を要する観察可能なインプットが使用される場合には、当該測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価は、当該資産または負債に特有の要素を考慮して判断することが要求される。

当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

以下の表は、2010年6月30日現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および負債を(種類別に)公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものである。

資産	レベル1 日本円	レベル2 日本円	レベル3 日本円	残高合計 日本円
売買目的金融資産：				
- 債券	-	7,732,050,102	74,971,847	7,807,021,949
- デリバティブ	-	392,603,112	-	392,603,112
資産合計	-	8,124,653,214	74,971,847	8,199,625,061
売買目的金融負債：				
- デリバティブ	-	477,002,890	-	477,002,890
負債合計	-	477,002,890	-	477,002,890

以下の表は、2010年6月30日に終了した期間に係るレベル3の商品の変動を示したものである。

	債券	合計
--	----	----

期首残高	-	-
購入	74,971,847	74,971,847
売却	-	-
レベル3への振替	-	-
純利益に認識された利益および損失	-	-
期間末残高	74,971,847	74,971,847

5. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産 売買目的保有 - 公正価値	2010年6月30日現在 日本円
有価証券	7,807,021,949
為替先渡	392,603,112
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	8,199,625,061
金融負債	
為替先渡	477,002,890
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	477,002,890
純損益を通じて公正価値で測定された実現利益 / 損失	(132,790,325)
純損益を通じて公正価値で測定された未実現利益 / 損失	(171,042,300)
純損益を通じて公正価値で測定された利益 / 損失純額	(303,832,625)

6. デリバティブ金融商品

当ファンドは、以下のデリバティブ商品を保有している。

為替先渡

当ファンドは、為替先渡契約を締結している。為替先渡契約は、特定の価格で特定の額を特定の将来の日に為替を購入または売却する、二者間での契約である。開始時には元本金額の交換はなく、期日に受取または支払ポジションが決済される。為替先渡は、為替リスクの抑制およびヘッジのために使用されている。

報告日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

先物為替予約

売建通貨	売建金額	買建通貨	買建金額	決済日	公正価値 (日本円)
USD	500,000	PHP	22,765,000	2010/07/06	(805,989.00)
USD	500,000	PHP	22,725,000	2010/07/06	(882,309.00)
USD	2,000,000	JPY	181,400,000	2010/07/06	4,434,940.00
USD	1,000,000	SGD	1,412,400	2010/07/06	1,035,654.00
SGD	1,392,910	USD	1,000,000	2010/07/06	199,626.00
USD	2,000,000	SGD	2,804,700	2010/07/07	797,727.00
SGD	1,392,480	USD	1,000,000	2010/07/07	226,690.00
SGD	1,391,980	USD	1,000,000	2010/07/07	258,380.00
USD	500,000	SGD	708,955	2010/07/08	692,607.00
USD	1,500,000	SGD	2,111,700	2010/07/08	1,116,686.00
SGD	708,900	USD	500,000	2010/07/08	(689,121.00)
USD	1,000,000	SGD	1,396,350	2010/07/09	18,950.00
USD	3,000,000	IDR	28,050,000,000	2010/07/09	8,023,463.00
USD	2,000,000	CNY	13,655,000	2010/07/09	1,202,830.00
USD	5,000,000	TWD	162,050,000	2010/07/09	3,946,451.00

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

CNY	13,655,000	USD	2,002,053	2010/07/09	(1,021,215.00)
IDR	28,050,000,000	USD	3,037,358	2010/07/09	(4,718,090.00)
TWD	162,050,000	USD	5,056,636	2010/07/09	1,064,585.00
USD	1,000,000	AUD	1,187,648	2010/07/15	138,474.00
USD	1,000,000	AUD	1,171,509	2010/07/15	(1,065,682.00)
AUD	2,319,997	USD	2,000,000	2010/07/15	3,848,906.00
USD	1,000,000	AUD	1,167,638	2010/07/19	(1,397,790.00)
AUD	1,163,237	USD	1,000,000	2010/07/19	1,725,938.00
USD	500,000	AUD	569,366	2010/07/23	(1,797,663.00)
USD	1,500,000	AUD	1,708,098	2010/07/23	(5,392,988.00)
AUD	1,133,980	USD	1,000,000	2010/07/23	3,949,472.00
AUD	568,117	USD	500,000	2010/07/23	1,890,715.00
USD	2,000,000	SGD	2,752,660	2010/07/23	(2,494,162.00)
USD	1,000,000	SGD	1,377,630	2010/07/23	(1,164,705.00)
USD	1,000,000	AUD	1,145,502	2010/07/23	(3,090,790.00)
SGD	1,395,900	USD	1,000,000	2010/07/23	6,998.00
USD	5,000,000	JPY	452,255,000	2010/07/26	9,972,824.00
USD	900,000	AUD	1,031,460	2010/07/28	(2,791,537.00)
USD	500,000	JPY	44,902,500	2010/07/28	675,585.00
USD	250,000	JPY	22,451,250	2010/07/28	337,793.00
USD	1,000,000	SGD	1,402,300	2010/08/02	400,588.00
USD	1,000,000	SGD	1,401,300	2010/08/02	337,230.00
SGD	2,798,650	USD	2,000,000	2010/08/02	(424,194.00)
USD	1,000,000	AUD	1,177,856	2010/08/03	(798,150.00)
AUD	1,175,986	USD	1,000,000	2010/08/03	937,297.00
USD	500,000	JPY	46,295,000	2010/08/13	2,080,076.00

売建通貨	売建金額	買建通貨	買建金額	決済日	公正価値 (日本円)
USD	1,425,000	AUD	1,627,010	2010/08/31	(5,354,916.00)
USD	1,000,000	AUD	1,143,733	2010/08/31	(3,611,652.00)
AUD	1,115,076	USD	900,000	2010/08/31	(3,104,039.00)
USD	1,000,000	IDR	9,540,000,000	2010/09/02	3,685,296.00
USD	1,000,000	AUD	1,136,880	2010/09/03	(4,151,513.00)
USD	2,000,000	JPY	184,110,000	2010/09/07	7,332,125.00
USD	1,000,000	JPY	92,052,000	2010/09/07	3,663,063.00
USD	250,000	KRW	300,100,000	2010/09/08	(439,673.00)
USD	1,250,000	KRW	1,500,500,000	2010/09/08	(2,198,367.00)
USD	750,000	JPY	69,423,750	2010/09/08	3,133,412.00
USD	1,000,000	AUD	1,204,239	2010/09/08	783,083.00
USD	500,000	AUD	561,438	2010/09/13	(2,646,949.00)
USD	500,000	AUD	562,556	2010/09/13	(2,564,220.00)
USD	500,000	AUD	557,787	2010/09/13	(2,917,131.00)
USD	750,000	KRW	936,750,000	2010/09/14	1,300,488.00
KRW	936,750,000	USD	761,338	2010/09/14	(298,498.00)
USD	250,000	IDR	2,332,500,000	2010/09/15	362,710.00
USD	250,000	KRW	283,750,000	2010/09/15	(1,623,172.00)
USD	3,000,000	AUD	3,592,814	2010/09/16	604,725.00
USD	250,000	AUD	277,070	2010/09/22	(1,616,688.00)
USD	2,000,000	JPY	181,555,000	2010/09/24	4,839,073.00
USD	1,000,000	INR	46,570,000	2010/09/28	(665,788.00)
USD	1,000,000	INR	45,560,000	2010/09/29	(2,576,846.00)
USD	750,000	AUD	839,114	2010/09/30	(4,328,474.00)
USD	250,000	KRW	284,000,000	2010/09/30	(1,612,821.00)
USD	1,000,000	KRW	1,208,000,000	2010/09/30	(1,260,710.00)
USD	1,000,000	KRW	1,208,000,000	2010/09/30	(1,260,710.00)
USD	500,000	KRW	567,500,000	2010/10/05	(3,262,563.00)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

USD	500,000	AUD	558,205	2010/10/06	(3,002,690.00)
USD	750,000	AUD	836,493	2010/10/06	(4,564,019.00)
USD	500,000	PHP	22,740,000	2010/10/07	(1,266,489.00)
USD	500,000	PHP	22,700,000	2010/10/08	(1,346,007.00)
USD	250,000	KRW	281,875,000	2010/10/12	(1,767,021.00)
USD	250,000	CNY	1,680,000	2010/10/12	(156,916.00)
USD	1,000,000	CNY	6,720,000	2010/10/12	(627,663.00)
USD	1,000,000	CNY	6,701,500	2010/10/13	(865,363.00)
USD	750,000	CNY	5,028,600	2010/10/13	(616,723.00)
USD	250,000	CNY	1,676,000	2010/10/14	(207,254.00)
USD	250,000	AUD	273,415	2010/10/14	(1,939,024.00)
USD	500,000	PHP	22,625,000	2010/10/14	(1,511,711.00)
USD	500,000	PHP	22,550,000	2010/10/15	(1,657,111.00)

売建通貨	売建金額	買建通貨	買建金額	決済日	公正価値 (日本円)
USD	500,000	CNY	3,356,000	2010/10/18	(354,862.00)
USD	500,000	KRW	557,250,000	2010/10/19	(4,003,563.00)
USD	500,000	IDR	4,567,500,000	2010/10/19	(460,751.00)
USD	250,000	AUD	273,892	2010/10/20	(1,917,686.00)
USD	250,000	CNY	1,676,500	2010/10/20	(195,147.00)
USD	500,000	CNY	3,353,000	2010/10/20	(390,294.00)
USD	1,000,000	IDR	9,135,000,000	2010/10/20	(935,240.00)
USD	250,000	KRW	278,125,000	2010/10/20	(2,037,883.00)
USD	500,000	KRW	556,250,000	2010/10/20	(4,075,764.00)
USD	1,000,000	MYR	3,215,000	2010/10/20	(1,065,915.00)
MYR	3,215,000	USD	998,137	2010/10/20	901,414.00
USD	250,000	KRW	279,250,000	2010/10/26	(1,957,296.00)
USD	1,000,000	INR	44,700,000	2010/10/28	(4,407,184.00)
USD	1,750,000	CNY	11,733,750	2010/10/29	(1,330,265.00)
USD	500,000	AUD	552,242	2010/11/03	(3,571,955.00)
USD	250,000	KRW	279,875,000	2010/11/03	(1,912,910.00)
USD	500,000	KRW	559,750,000	2010/11/03	(3,825,819.00)
USD	1,000,000	TWD	30,880,000	2010/11/03	(2,670,208.00)
USD	1,000,000	CNY	6,706,000	2010/11/04	(724,774.00)
USD	1,000,000	MYR	3,208,000	2010/11/04	(1,317,944.00)
USD	500,000	AUD	548,908	2010/11/04	(3,821,504.00)
USD	1,000,000	KRW	1,111,800,000	2010/11/04	(8,206,528.00)
USD	1,000,000	PHP	45,230,000	2010/11/04	(3,230,658.00)
USD	500,000	CNY	3,348,000	2010/11/05	(425,807.00)
USD	2,250,000	CNY	15,068,250	2010/11/08	(1,861,655.00)
USD	1,000,000	PHP	45,670,000	2010/11/12	(2,468,649.00)
USD	1,500,000	CNY	10,089,000	2010/11/15	(633,974.00)
USD	250,000	KRW	283,550,000	2010/11/15	(1,649,267.00)
USD	1,000,000	KRW	1,134,200,000	2010/11/15	(6,597,064.00)
USD	500,000	JPY	46,475,000	2010/11/16	2,346,235.00
USD	1,000,000	KRW	1,132,000,000	2010/11/17	(6,756,151.00)
USD	500,000	JPY	45,840,000	2010/11/22	1,716,948.00
USD	1,000,000	JPY	91,410,000	2010/11/22	3,163,896.00
USD	1,375,000	AUD	1,697,950	2010/11/26	3,013,507.00
USD	500,000	AUD	612,632	2010/12/03	707,371.00
USD	1,500,000	CNY	10,200,000	2010/12/08	944,868.00
USD	1,500,000	AUD	1,810,064	2010/12/08	8,663.00
USD	3,000,000	CNY	20,374,500	2010/12/20	1,691,365.00
USD	1,000,000	PHP	46,550,000	2010/12/21	(1,141,653.00)
USD	1,000,000	IDR	9,310,000,000	2010/12/22	(146,203.00)
USD	1,000,000	CNY	6,749,000	2010/12/22	15,834.00

売建通貨	売建金額	買建通貨	買建金額	決済日	公正価値 (日本円)
USD	1,000,000	INR	46,850,000	2010/12/22	(793,530.00)
USD	1,000,000	CNY	6,737,000	2010/12/28	(118,622.00)
USD	250,000	KRW	296,750,000	2010/12/28	(703,738.00)
USD	2,000,000	CNY	13,497,000	2010/12/29	70,856.00
USD	5,000,000	TWD	158,050,000	2010/12/31	(1,239,317.00)
USD	500,000	AUD	563,190	2011/04/11	(3,498,309.00)
合計					(84,399,778)

7. 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的上、現金および現金同等物は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されている。

	2010年6月30日現在 (日本円)
現金および現金同等物	1,888,385,864

現金および現金同等物は、保管受託銀行に保管されている金銭である。

8. 証拠金勘定

証拠金勘定は、ブローカーであるJPモルガンに保管されている残高である。

	2010年6月30日現在 (日本円)
証拠金勘定	6,244,598

9. 未払費用

	2010年6月30日現在 (日本円)
未払投資顧問会社報酬	5,986,301
未払管理事務代行会社報酬	1,497,542
未払保管受託銀行報酬	776,724
未払監査報酬	985,293
	9,245,860

未払費用の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似している。

10. 自己資本

すべての受益証券は、分配金を受け取る権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受ける権利がある。関連する変動は、所有者持分変動計算書に示されている。注記1に概説された目的および注記3のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った申込金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持する。このような流動性は、短期借入金または必要な場合には上場有価証券の処分によって高められる。

各受益証券のクラスに関する自己資本の変動の要約は、以下の表のとおりである。

2010年6月30日現在 J P Yクラス	受益証券	日本円	受益証券1口当たり 純資産額
期首残高	-	-	-
当期発行	1,225,884,445	1,225,700,000	-
当期償還	-	-	-
期間末残高	1,225,884,445	1,225,700,000	0.9833

2010年6月30日現在 K R Wクラス	受益証券	日本円	受益証券1口当たり 純資産額
期首残高	-	-	-
当期発行	349,175,901	349,100,000	-
当期償還	-	-	-
期間末残高	349,175,901	349,100,000	0.9054

2010年6月30日現在 C N Yクラス	受益証券	日本円	受益証券1口当たり 純資産額
期首残高	-	-	-
当期発行	1,030,113,050	1,036,300,000	-
当期償還	-	-	-
期間末残高	1,030,113,050	1,036,300,000	0.9526

2010年6月30日現在 A U Dクラス	受益証券	日本円	受益証券1口当たり 純資産額
期首残高	-	-	-
当期発行	1,239,924,407	1,215,800,000	-
当期償還	-	-	-
期間末残高	1,239,924,407	1,215,800,000	0.8995

2010年6月30日現在 カレンシー・バスケット・クラ ス	受益証券	日本円	受益証券1口当たり 純資産額
期首残高	-	-	-
当期発行	6,380,299,620	6,413,600,000	-
当期償還	-	-	-
期間末残高	6,380,299,620	6,413,600,000	0.9455

11. 純資産

償還可能受益証券の発行に関して受け取った対価または買戻しに関して支払った対価は、取引日現在の当ファンドの償還可能受益証券1口当たり純資産額の価値に基づいている。当ファンドの規則の条項に従って、純資産額は、募集および償還のために受益証券1口当たりの売買純資産額を決定する目的上、営業開始から12ヶ月にわたる組成費用を認識することにより算定される。当ファンドの償還可能受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの純資産を発行済償還可能受益証券の合計口数で除することにより算定される。注記2に記載されているとおり、I A S第1号の要求に沿って、2010年6月30日現在の財政状態計算書の作成に当たり、組成費用の前払部分は償却された。I A S第1号に規定され、かつ、注記2に開示されている投資ポジションの評価と、当ファンドの規則に示されている方法との間の相違により、当ファンドにおいて募集および償還を処理するために受益証券1口当たり純資産額を算定する目的上、2010年6月30日現在の純資産額が5,184,063円変動する結果となった。

財政状態計算書に報告されている純資産額から受益証券1口ベースでの評価の目的上決定された純資産額への調整は、以下のとおりである。

	2010年6月30日現在 日本円(受益証券1口当たり)
財政状態計算書による受益証券保有者に帰属する純資産	0.9433
前払組成費用の償却	0.0005
受益証券保有者に属する純資産(前払組成費用を含む。)	<u>0.9438</u>

12. 分配金

期中に支払われた分配金は、以下により構成されている。

J P Yクラス			K R Wクラス		
権利付最終日	分配率	分配金額	分配率	分配金額	
2010年3月31日	0.0120	(9,192,205)	0.0160	(2,942,299)	
2010年4月30日	0.0060	(5,154,220)	0.0080	(1,813,385)	
2010年5月31日	0.0060	(6,079,027)	0.0080	(2,207,117)	
2010年6月30日	0.0060	(7,280,863)	0.0080	(2,739,508)	
		<u>(27,706,315)</u>		<u>(9,702,309)</u>	

C N Yクラス			A U Dクラス		
権利付最終日	分配率	分配金額	分配率	分配金額	
2010年3月31日	0.0140	(6,085,775)	0.0180	(10,960,745)	
2010年4月30日	0.0070	(4,441,246)	0.0090	(6,624,373)	
2010年5月31日	0.0070	(6,314,885)	0.0090	(8,415,885)	
2010年6月30日	0.0070	(7,102,036)	0.0090	(10,610,014)	
		<u>(23,943,942)</u>		<u>(36,611,017)</u>	

カレンシー・バスケット・クラス		
権利付最終日	分配率	分配金額
2010年3月31日	0.0160	(34,858,314)
2010年4月30日	0.0080	(25,017,292)
2010年5月31日	0.0080	(38,164,151)
2010年6月30日	0.0080	(48,875,501)
		<u>(146,915,258)</u>

13. 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他の当事者を支配する能力を有しているか、または他の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされる。

本財務書類中に別途開示された以外に、期中に以下の関連当事者との取引が行われた。

(a) 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率0.30%の投資顧問会社報酬を受け取る権利を有する。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされる。

(b) 受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および保管受託銀行報酬

受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および保管受託銀行報酬は、合計で年率0.09%以下のレートにて課される。

14. 比較数値

2010年2月2日に設定されて以来、これが当ファンドに関して初めて作成された一組の財務書類であるため、比較数値はない。

「国内マネー・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,722,961	4,790,061
国債証券	99,988,766	89,986,192
未収利息	17	8
流動資産合計	110,711,744	94,776,261
資産合計	110,711,744	94,776,261
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	109,939,289	94,068,322
剰余金		
剰余金又は欠損金()	772,455	707,939
元本等合計	110,711,744	94,776,261
純資産合計	110,711,744	94,776,261
負債純資産合計	110,711,744	94,776,261

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配 は使用いたしません。)、価格情報会社の提 供する価額又は日本証券業協会発表の売買 参考統計値(平均値)に基づいて評価して おります。	国債証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	101,189,696円	109,939,289円
同期中における追加設定元本額	48,471,540円	9,927円
同期中における一部解約元本額	39,721,947円	15,880,894円
同期末における元本の内訳		
日本債券ベストセレクション・ラップ	1,006,295円	1,006,295円
中東・北アフリカ株式ファンド	60,461,454円	60,461,454円

新興国株式ベストセレクション・ラップ	- 円	9,927円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース	298,004円	298,004円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース	29,801円	29,801円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース	198,669円	198,669円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース	298,004円	298,004円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース	993,345円	993,345円
みずほ・アジア・ウェイブ マネープールファンド	973,478円	973,478円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア大型株インフラファンド	23,833,168円	7,952,274円
みずほ・アジア・ウェイブ アジア中小型株成長力ファンド	21,847,071円	21,847,071円
合 計	109,939,289円	94,068,322円
2.本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	109,939,289口	94,068,322口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 2月22日 至 平成22年 6月 8日	自 平成22年 6月 9日 至 平成22年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額は
ありません。

時価の算定方法

[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
1. 国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 国債証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	17,766	11,528
合 計	17,766	11,528

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	自平成22年 2月22日 至平成22年 6月 8日	自平成22年 6月 9日 至平成22年12月 8日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	[平成22年 6月 8日現在]	[平成22年12月 8日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.0070円	1.0075円
(1万口当たり純資産額)	(10,070円)	(10,075円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第119回国庫短期証券	90,000,000	89,986,192	
	合計	90,000,000	89,986,192	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年1月31日現在）

「みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コース」

資産総額	1,537,607,098 円
負債総額	62,775,926 円
純資産総額（ - ）	1,474,831,172 円
発行済口数	1,436,901,361 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,264 円

「みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコース」

資産総額	386,692,373 円
負債総額	7,689,179 円
純資産総額（ - ）	379,003,194 円
発行済口数	391,147,958 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,690 円

「みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コース」

資産総額	676,322,916 円
負債総額	19,118,145 円
純資産総額（ - ）	657,204,771 円
発行済口数	695,653,159 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,447 円

「みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコース」

資産総額	1,129,879,697 円
負債総額	107,823,877 円
純資産総額（ - ）	1,022,055,820 円
発行済口数	973,658,344 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,497 円

「みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコース」

資産総額	8,636,430,772 円
負債総額	414,984,873 円
純資産総額(-)	8,221,445,899 円
発行済口数	8,534,987,852 口
1万口当たり純資産額(/)	9,633 円

「みずほ・アジア・ウェイブ マネープールファンド」

資産総額	1,000,600 円
負債総額	71 円
純資産総額(-)	1,000,529 円
発行済口数	1,000,000 口
1万口当たり純資産額(/)	10,005 円

(参考)

「国内マネー・マザーファンド」

資産総額	134,795,830 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	134,795,830 円
発行済口数	133,762,676 口
1万口当たり純資産額(/)	10,077 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成23年 1 月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

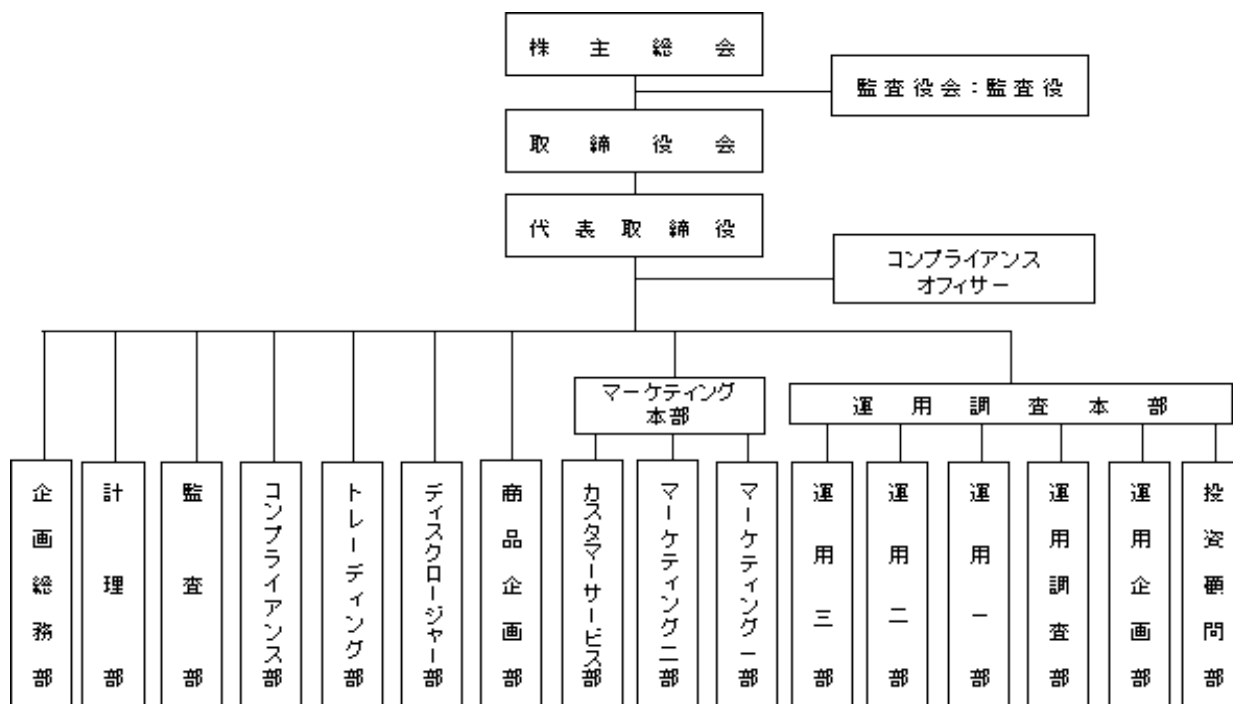
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

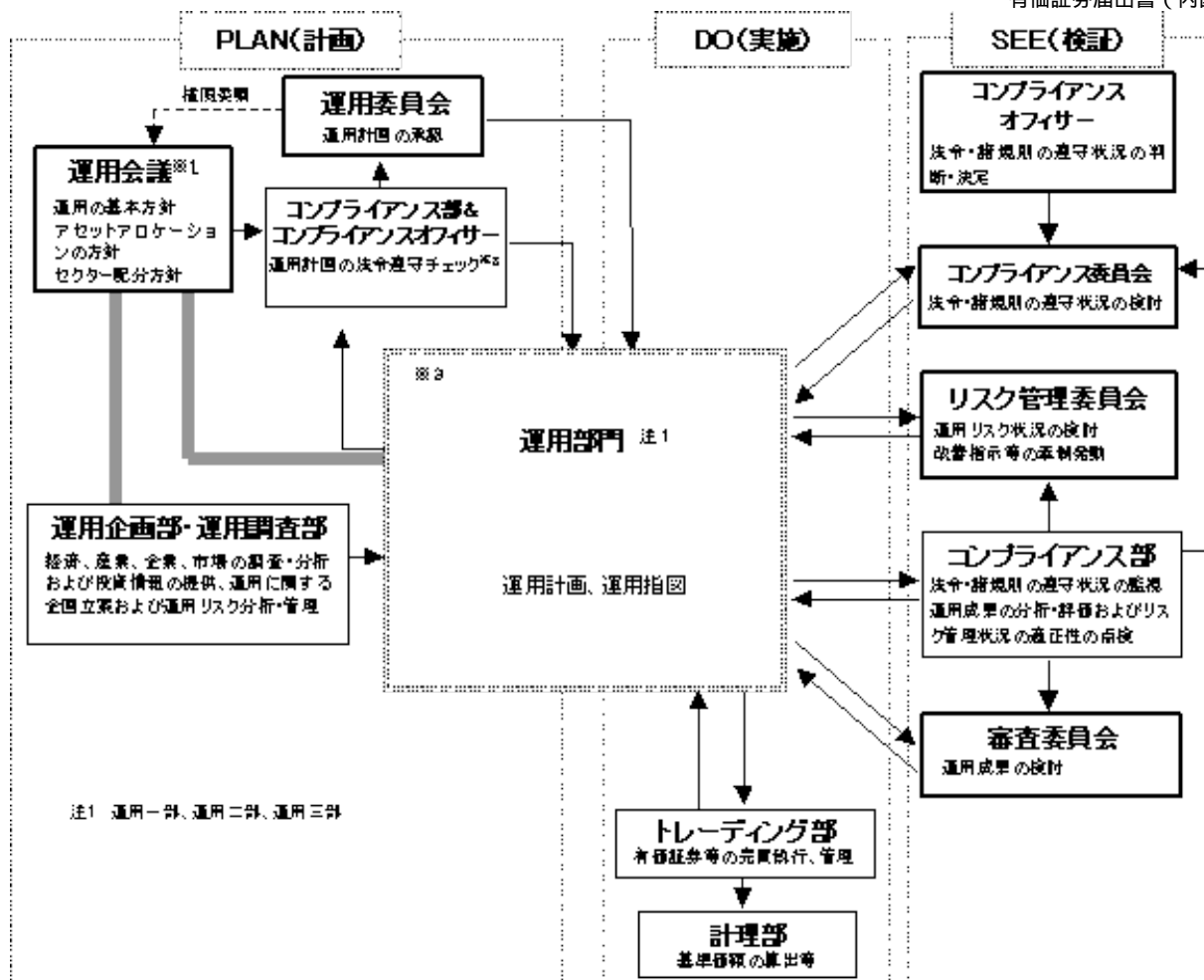
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部・運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年1月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年1月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	180	1,889,044
株式投資信託（合計）	151	1,472,690
単位型	2	7,589
追加型	149	1,465,100
公社債投資信託（合計）	29	416,353
単位型	2	893
追加型	27	415,460

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 37,992	2 24,796

器具・備品(純額)	2	40,940	2	38,095
リース資産(純額)	2	70,426	2	13,067
有形固定資産合計		149,359		75,959
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	121,230	3	73,596
無形固定資産合計		121,322		73,688
投資その他の資産				
投資有価証券		5,721,741		11,880,034
関係会社株式		77,100		77,100
長期貸付金		767		31
長期前払費用		1,816		1,113
長期未収入金		19,200		12,000
長期差入保証金		111,056		109,547
長期繰延税金資産		278,400		12,320
前払年金費用		485,705		467,715
長期性預金		-		500,000
その他		27,500		27,500
投資その他の資産合計		6,723,288		13,087,362
固定資産合計		6,993,969		13,237,010
資産合計		22,584,475		23,682,292

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		

別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,702	10,140,218
その他営業収益	9,363	-
営業収益合計	9,897,065	10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,722	1 5,826,460
広告宣伝費	205,698	187,354
公告費	2,786	4,179
調査費		
調査費	255,008	242,434
委託調査費	311,653	257,308
図書費	7,139	6,518
調査費合計	573,801	506,260
委託計算費	270,091	272,725
営業雑経費		
通信費	37,754	34,774
印刷費	167,544	163,737
協会費	10,002	8,276
諸会費	3,078	3,179
その他	15,547	16,843
営業雑経費合計	233,927	226,811
営業費用合計	7,124,027	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,015	2 91,000
給料・手当	1,068,065	1,065,538
賞与	131,482	152,422
給料合計	1,290,562	1,308,961
交際費	15,122	13,397
寄付金	6,228	5,017
旅費交通費	75,297	62,733
租税公課	54,854	35,175
不動産賃借料	193,402	195,056
賞与引当金繰入	112,600	164,600
役員賞与引当金繰入	9,000	24,200
役員退職慰労引当金繰入	26,791	26,583
退職給付費用	127,318	154,016
減価償却費	102,328	78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41,437	77,279
有価証券利息	55,679	74,885
受取利息	43,909	16,170
時効成立分配金・償還金	24,672	38,109
雑益	3,178	20,760
営業外収益合計	168,878	227,206
営業外費用		
支払利息	2,538	1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29,547	4,940
雑損	1,457	1,979
営業外費用合計	33,543	8,753
経常利益	515,715	934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241,990	3,827
特別利益合計	241,990	3,827
特別損失		
固定資産除却損	3,599	3,335
投資有価証券売却損	3,180	3,060
投資有価証券評価損	7,890	-
過年度減価償却費	-	41,013
本社移転費用	-	24,575
特別損失合計	11,669	68,983
税引前当期純利益	746,036	869,659
法人税、住民税及び事業税	4,22,672	4,472,673
法人税等調整額	222,333	106,678
法人税等合計	245,005	365,994
当期純利益	501,030	503,664

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	14,491,097	14,502,612

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	4,616
当期変動額		
自己株式の取得	-	1,457
当期変動額合計	-	1,457
当期末残高	4,616	6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820,810	21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457

当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産

	<p>定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	同左
--	---	----

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p>

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
3．引当金の計上基準	<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>（会計方針の変更） 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 同左</p>
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したもものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)</p>	
---	--

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																								
<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">445,736千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">3,523千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">77,409千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">332,202千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">31,652千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">131,057千円</td> </tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円	<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">563,753千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,732千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">78,630千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">333,552千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">89,011千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">177,141千円</td> </tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円
未払手数料	445,736千円																								
未払費用	3,523千円																								
建物	77,409千円																								
器具備品	332,202千円																								
リース資産	31,652千円																								
ソフトウェア	131,057千円																								
未払手数料	563,753千円																								
未払費用	1,732千円																								
建物	78,630千円																								
器具備品	333,552千円																								
リース資産	89,011千円																								
ソフトウェア	177,141千円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
<p>1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">4,724,024千円</td> </tr> </table>	支払手数料	4,724,024千円	<p>1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">4,620,554千円</td> </tr> </table>	支払手数料	4,620,554千円
支払手数料	4,724,024千円				
支払手数料	4,620,554千円				

<p>2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円</p> <p>4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 同左</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円</p> <p>4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。</p>
---	---

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方 法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他		535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3)その他		5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2)FFF	500,952
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2.その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

(注) 当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

当事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千 円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		2,318,700	2,315,921	2,778
		-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
小計	3,747,565	3,498,839	248,726	
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		1,311,300	1,313,244	1,944
		-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
小計	6,407,382	6,837,767	430,385	
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	867,908	863,276
(2)年金資産(千円)	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	312,835	295,854
(7)前払年金費用(千円)	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	172,869	171,861

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,007	88,343
(2)利息費用(千円)	17,170	17,358
(3)期待運用収益(減算)(千円)	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	114,840	141,279
(7)その他(千円)(注2)	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	127,318	154,016

(注)1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度27,666千円、当事業年度24,086千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 49,479	賞与引当金損金算入限度超過額 76,822
減価償却費限度超過額 11,010	減価償却費限度超過額 9,711
退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182	退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876
受益証券発行費否認 9,317	役員退職慰労引当金否認額 27,245
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 67,362
非上場株式評価損否認 58,264	非上場株式評価損否認 32,458
その他投資評価損否認 6,109	未払事業税否認 36,960
有価証券評価差額 343,488	有価証券評価差額 73,917
その他 <u>35,808</u>	その他 <u>49,290</u>
繰延税金資産小計 691,022	繰延税金資産小計 489,645
評価性引当額 <u>145,222</u>	評価性引当額 <u>143,338</u>
繰延税金資産合計 <u>545,799</u>	繰延税金資産合計 <u>346,307</u>
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 197,633	前払年金費用 190,313
その他 <u>34,316</u>	その他 <u>5,036</u>
繰延税金負債合計 <u>231,949</u>	繰延税金負債合計 <u>195,349</u>
繰延税金資産の純額 <u>313,849</u>	繰延税金資産の純額 <u>150,957</u>
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 35,449	流動資産 - 繰延税金資産 138,637
固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400	固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳
(%)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 40.69	
(調整)	
役員給与永久に損金算入されない項目 1.75	
交際費等永久に損金算入されない項目 1.46	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94	
住民税均等割等 0.51	
税効果未認識差異 8.60	
その他 <u>0.02</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84</u>	

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社	新光証券株式会社 (注1)	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー (注2) 債券等の現先取引 (注2)	1,996,897 5,387,067	有価証券 短期貸付金	1,997,673 -

						当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注3）	4,724,024	未払手 数料	445,736
--	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2）	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払（注2）	17,184	その他未払金	1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注1）	1,099,573	短期貸付金	-
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	4,620,554	未払手数料	563,753

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注3）	科目	期末残高（千円） （注3）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の関係	事務所の賃借（注1）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2） ハウジングサービス料支払（注2）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益金額 274円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株式に係る当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年9月30日)

自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
-----	---

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="762 1111 1043 1189"> <tr> <td>建物</td> <td>8～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p>	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	<p>第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
-----	--

<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p style="text-align: center;">第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
--

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

(中間損益計算書関係)

項目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
	1.減価償却実施額	有形固定資産
	無形固定資産	22,964千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2.自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	643	-	-	643

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
----	----------------

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		1,216,760	1,210,011	6,748
		-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
小計	1,973,985	1,915,369	58,616	
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		503,950	504,057	107
		-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
小計	6,997,911	7,538,580	540,669	
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額(千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a．資本金の額

平成23年1月末現在、279,928百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年1月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

新和証券株式会社	780	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
三津井証券株式会社	558	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ マネーパブルファンドの平成22年6月9日から平成22年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ マネーパブルファンドの平成22年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド円コースの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド韓国ウォンコースの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド中国元コースの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド豪ドルコースの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ アジア債券ファンド通貨バスケットコースの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ・アジア・ウェイブ マネーパブルファンドの平成22年2月22日から平成22年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ・アジア・ウェイブ マネーパブルファンドの平成22年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)